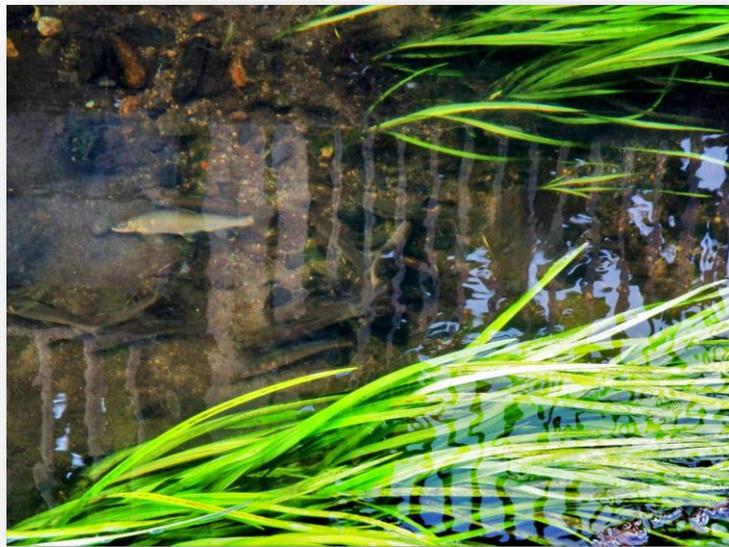


新発田市下水道事業経営戦略

- ◇ 公共下水道事業
- ◇ 特定環境保全公共下水道事業
- ◇ 農業集落排水事業
- ◇ 小規模集合排水処理事業



新発田川

計画期間 令和 6～15 年度



令和 6 年 11 月

新潟県 新発田市

目 次

第 1 章 経営戦略策定方針	1
1-1.経営戦略策定の趣旨	1
1-2.経営戦略の位置付け	1
1-3.計画期間	2
1-4.対象事業	2
第 2 章 下水道事業の現況	3
2-1.下水道事業の概要	3
2-2.下水道施設整備の現況	6
2-3.下水道事業会計の現況	9
2-4.下水道使用料体系の現況	11
2-5.民間活用の現況	12
2-6.組織体制の現況	12
2-7.下水道経営の現況	14
第 3 章 将来の事業環境	16
3-1.人口の見通し	16
3-2.下水道有収水量の見通し	17
3-3.下水道使用料収入の見通し	18
3-4.施設の見通し	18
3-5.組織の見通し	21
3-6.下水道事業の課題	22
第 4 章 経営の基本理念・経営目標	24
4-1.基本理念	24
4-2.基本方針	24
4-3.基本施策	24
4-4.経営目標の設定	25
第 5 章 投資・財政計画(収支計画)の条件設定	26
5-1.投資・財源試算の基本条件	26
5-2.投資の試算	26
5-3.財源の試算	28
5-4.投資以外の経費の試算	28
5-5.経営目標に対する試算結果の検証	29
5-6.下水道使用料改定の検討	32
第 6 章 投資・財政計画(収支計画)	35
6-1.今後 40 年間の収支見通し	35
6-2.今後 10 年間の収支見通し	37
第 7 章 今後の取組予定	58
第 8 章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	60
第 9 章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	61

注 記

1 略称

次のとおり略称を用いる場合があります。

「下水道事業経営戦略」を「本経営戦略」、「公共下水道事業」を「公共」、「特定環境保全公共下水道事業」を「特環」、「農業集落排水事業」を「農排」、「小規模排水処理事業」を「小排」、「新発田市」を「本市」、「新潟県」を「県」

2 元号の表記

次のとおり略称を用いる場合があります。

「昭和」を「S」、「平成」を「H」、「令和」を「R」

3 消費税及び地方消費税の表記

消費税及び地方消費税が含まれる場合は「税込」、含まれない場合は「税抜」と表記します。

4 その他

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

第 1 章 経営戦略策定方針

1-1. 経営戦略策定の趣旨

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められます。

しかしながら、下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取組として経営戦略を策定します。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、下水道施設に関する投資の見通し(投資試算)と、その財源の見通し(財源試算)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう策定されるものです。

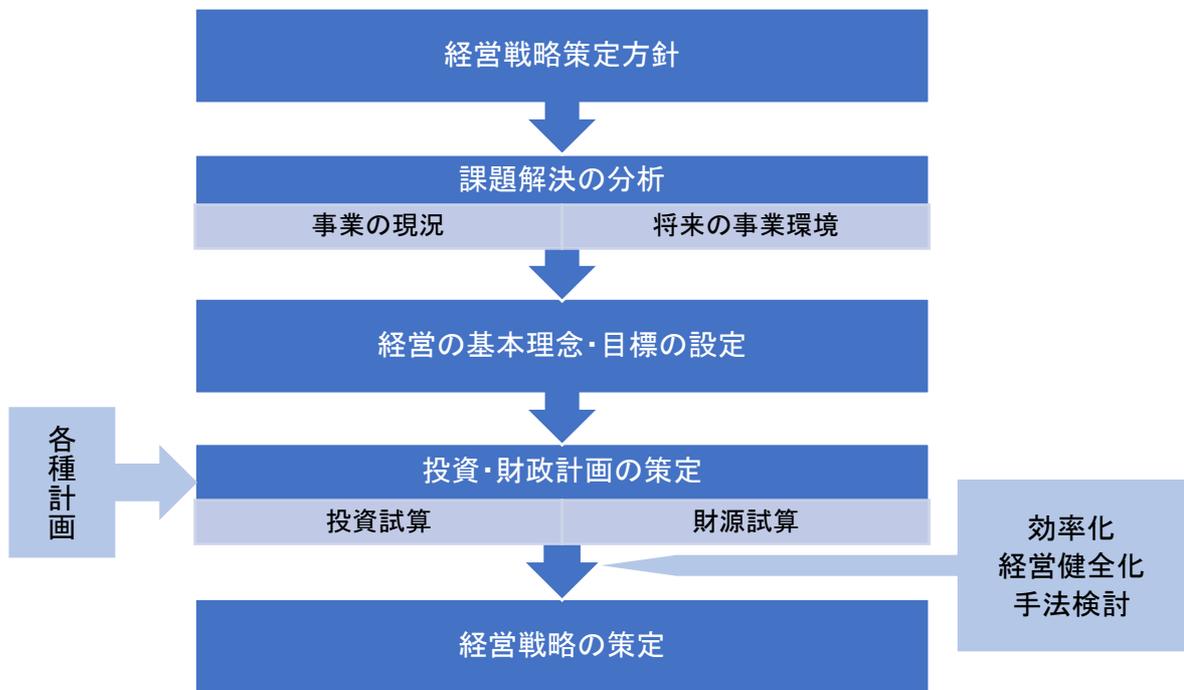


図1 経営戦略策定のイメージ図

1-2. 経営戦略の位置付け

本市下水道事業は、上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」や国・県の下水道計画と整合を図り、「新発田市汚水処理施設整備構想」をはじめとする各種下水道計画を策定しています。本経営戦略は、これらの計画を踏まえ下水道事業の中長期的な経営の基本計画に位置付けるものです。

なお、本市では平成 30 年 12 月に「新発田市下水道事業経営戦略」及び「新発田市農業集落排水事業経営戦略」を策定していますが、平成 31 年 4 月、下水道事業が地方公営企業法を適用したことを踏まえ、既存の経営戦略を見直します。

1-3. 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」旨が示されていることを踏まえ、本経営戦略の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。また、可能な限り長期間の将来試算(令和6年度から令和45年度までの40年間)を行います。

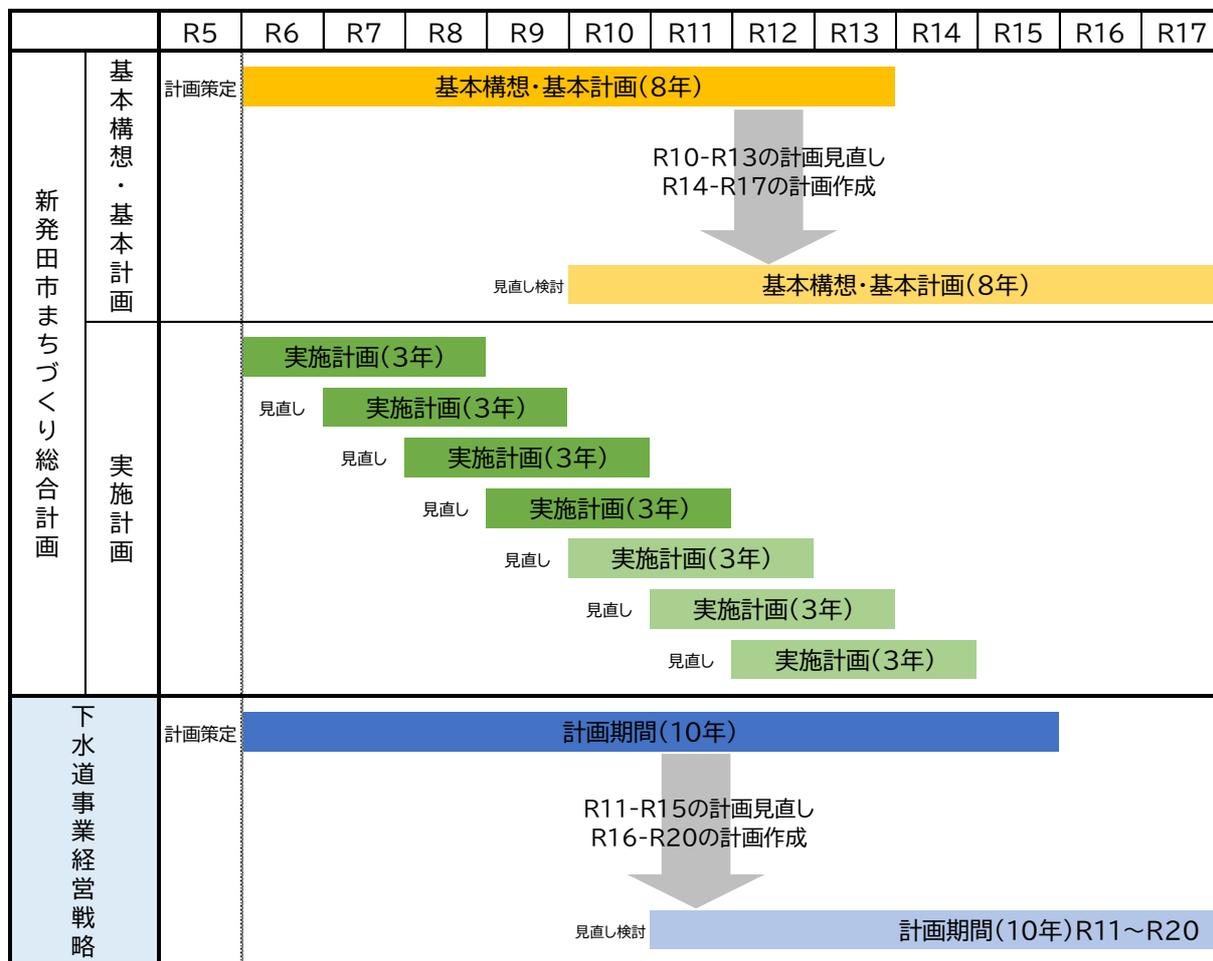


図2 経営戦略の位置付けと計画期間

1-4. 対象事業

本市で実施している「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「小規模集合排水処理事業」の4事業を対象とします。

2-1. 下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業

公共下水道は、主に市街地における汚水処理を目的として整備されるものです。新発田地域公共下水道事業は、平成 4 年 12 月に当初事業認可を取得し、平成 14 年 10 月に一部区域の供用を開始しました。

また、平成 15 年に合併した豊浦地域は平成 9 年 1 月に事業認可を取得し、平成 15 年 4 月に一部区域の供用を開始し、整備を進めています。さらに、平成 17 年に合併した紫雲寺地域は平成 8 年 12 月に事業認可を取得し、平成 17 年 4 月に一部区域の供用を開始し、令和 5 年度に整備完了しました。なお、汚水処理は新井郷川浄化センター(新潟市北区)で実施しています。

(2) 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道は、市街地以外における下水の処理を目的として整備されるものです。本市では、月岡処理区、加治川以北の地域で実施しています。

下水処理場は 2 施設あり、月岡処理区では月岡浄化センター、加治川以北の地域は加治川浄化センターで汚水処理を実施しています。なお、紫雲寺地区の本町処理分区、藤塚浜処理分区、下草荷処理分区は隣接市にある中条浄化センターで汚水処理を実施しています。

(3) 農業集落排水事業

農業集落排水は、農業振興地域内の集落を対象とし、生活環境の改善を目的として整備されるものです。本市では、菅谷地区、石喜地区、羽津地区、三光地区、宮古木地区、島潟地区及び中井地区で実施しています。なお、「新潟県汚水処理の広域化・共同化計画」で加治川以西の農業集落排水の地区は順次、公共下水道への接続を進めており、令和 6 年度に中井地区、令和 8 年度に島潟地区を公共下水道への接続切替を予定しています。

(4) 小規模集合排水処理事業

小規模集合排水は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備することで、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るものです。本市では佐々木地区の中道・砂山地区で実施しています。

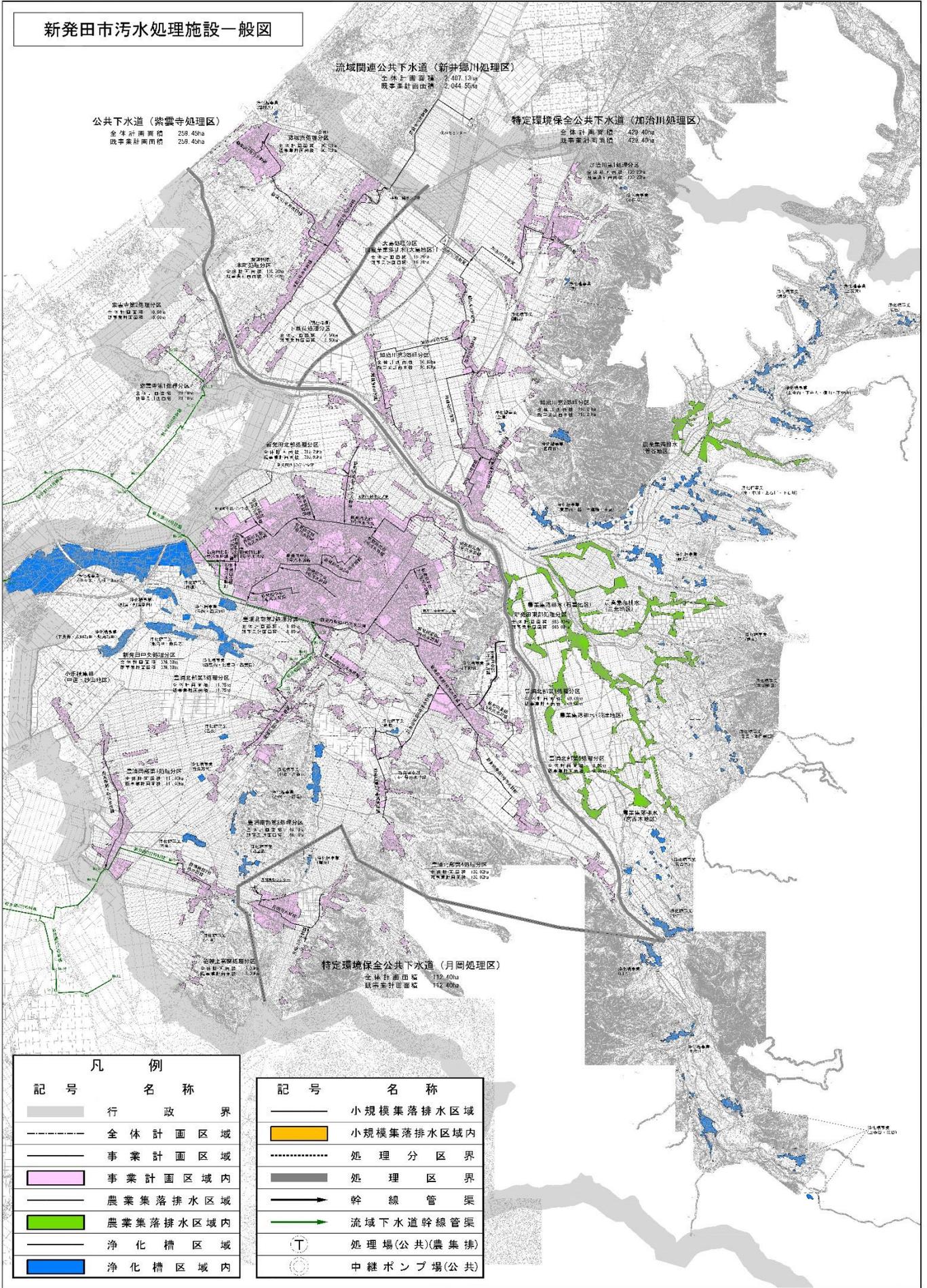
表1 本市下水道事業の概要(令和5年度末)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集合 排水処理事業	合計
処理区	流域下水道 ・新井郷川処理区	・月岡処理区 ・紫雲寺処理区 ・加治川処理区	・菅谷地区 ・石喜地区 ・羽津地区 ・三光地区 ・宮古木地区 ・島潟地区 ・中井地区	・中道地区 ・砂山地区	
供用開始年月	H14.10～	H2.7.11～	H12.4～	H23.4～	
処理場数(箇所)	0	2	6	2	10
処理区域面積(ha)	1,556	540	424	2	2,522
下水道処理人口(人)	52,623	12,296	5,491	26	70,436
水洗化人口(人)	34,247	7,392	4,819	20	46,478
人口密度(人/ha)	33.8	22.8	13.0	0.1	(27.9)
処理人口普及率(%)	57.0	13.3	6.0	0.0	76.3
水洗化率(%)	65.1	60.1	87.8	76.9	(66.0)

※処理人口普及率=下水道処理人口÷行政人口(92,276人)

※特環(紫雲寺処理区)：胎内市(中条浄化センター)に接続している地区であり、処理場を有していない。

新発田市污水处理施設一般図



流域関連公共下水道 (新井堀川処理区)
 全体計画面積 2,407.13ha
 既事業計画面積 2,044.95ha

公共下水道 (紫雲寺処理区)
 全体計画面積 259.45ha
 既事業計画面積 259.40ha

特定環境保全公共下水道 (加治川処理区)
 全体計画面積 429.40ha
 既事業計画面積 429.40ha

特定環境保全公共下水道 (月岡処理区)
 全体計画面積 132.40ha
 既事業計画面積 112.40ha

凡 例	
記号	名称
—	行政界
---	全体計画区域
—	事業計画区域
■	事業計画区域内
—	農業集落排水区域
■	農業集落排水区域内
—	浄化槽区域
■	浄化槽区域内

記号	名称
—	小規模集落排水区域
■	小規模集落排水区域内
---	処理分区界
—	処理区界
→	幹線管渠
→	流域下水道幹線管渠
⊕	処理場(公共)(農集排)
⊕	中継ポンプ場(公共)

図3 污水处理施設一般図

2-2. 下水道施設整備の現況

(1) 汚水処理人口普及率

本市における汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理人口の割合)の推移を図4に示します。令和4年度末の汚水処理人口普及率は、県平均89.7%に対し本市は83.4%となっています。国が令和8年度を期限として進める汚水処理施設の概成は、汚水処理人口普及率95%以上を目指すものです。なお、本市の令和5年度末汚水処理人口普及率は84.8%となっています。

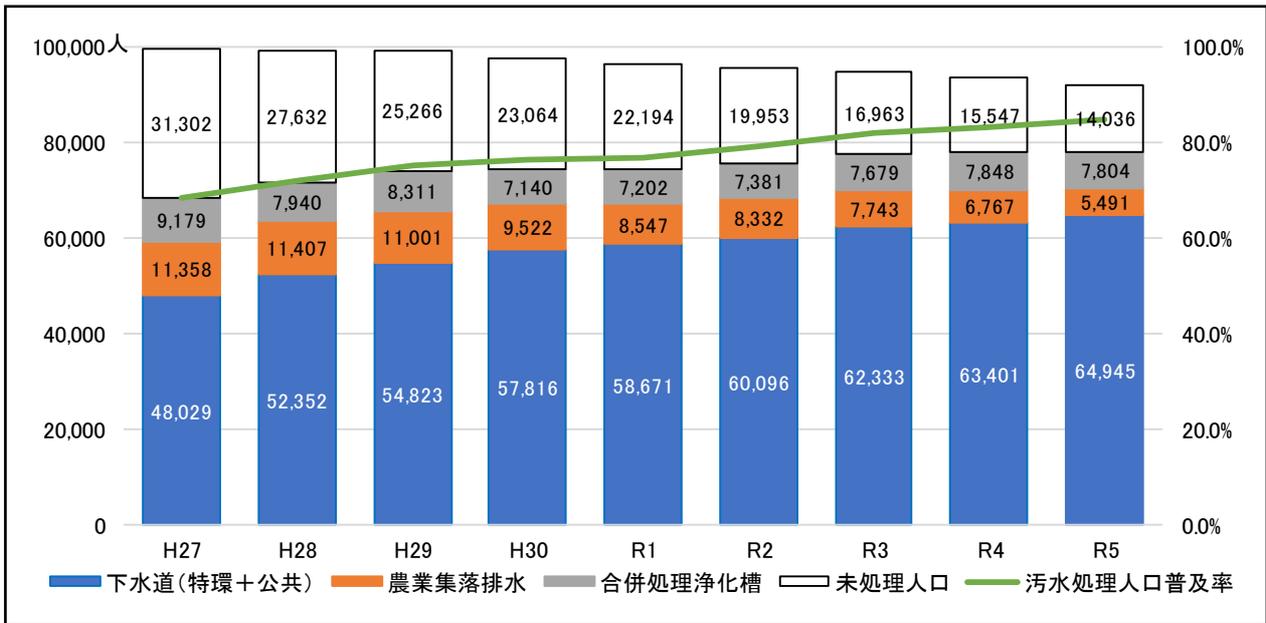


図4 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の推移

(2) 現有施設

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ場施設、下水を処理する処理場施設で構成されます。

① 管路施設

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水を収集し、ポンプ場施設、処理場施設まで流下させる機能を持ちます。管路施設の整備状況を表2に示します。

表2 管路施設の整備状況(令和5年度末)(km)

公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集合 排水処理事業	合計
390	136	84	1	611

② ポンプ場施設

ポンプ場施設は、下水道管きょの埋設が著しく深くなる場合や、自然流下で放流できない場合に設けられる揚水施設です。

また、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に埋設設置するポンプ場施設

をマンホール形式ポンプ場といいます。汚水中継ポンプ場及びマンホール形式ポンプ場の整備状況を表3に示します。

表3 汚水中継ポンプ場及びマンホール形式ポンプ場の整備状況(令和5年度末)(箇所)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集合 排水処理事業	合計
汚水中継ポンプ場	1	1			2
マンホール形式ポンプ場	78	47	70		195

施設名称	新栄町中継ポンプ場	
事業種別	公共下水道事業(新発田北部処理分区)	
供用開始年月	令和3年2月	
下水排除方式	分流式汚水中継ポンプ場	
ポンプ能力	2.5m ³ /分×3台	

施設名称	紫雲寺本町中継ポンプ場	
事業種別	関連特環下水道事業(紫雲寺処理区)	
供用開始年月	平成24年7月	
下水排除方式	分流式汚水中継ポンプ場	
ポンプ能力	1.62m ³ /分×2台	

③ 処理場施設

処理場施設は、管路施設で収集した汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。本市では、特定環境保全公共下水道事業において2か所、農業集落排水事業において6か所、小規模集合排水処理事業において2か所、処理場施設がそれぞれ整備されています。

施設名称	月岡浄化センター	
事業種別	特環公共下水道事業(月岡処理区)	
供用開始年月	平成2年7月	
処理方法	標準活性汚泥法、凝集沈殿法	
処理能力	生活(日平均)2,100 m ³ /日 温泉(日平均)1,800 m ³ /日	

施設名称	加治川浄化センター	
事業種別	特環公共下水道事業(加治川処理区)	
供用開始年月	平成 14 年 10 月	
処理方法	標準活性汚泥法	
処理能力	(日平均)2,500 m ³ /日	

施設名称	菅谷処理場	
事業種別	農業集落排水事業(菅谷地区)	
供用開始年月	平成 13 年 4 月	
処理方法	JARUSⅢ型	
処理能力	(日平均)270 m ³ /日	

施設名称	石喜処理場	
事業種別	農業集落排水事業(石喜地区)	
供用開始年月	平成 12 年 4 月	
処理方法	標準活性汚泥法	
処理能力	(日平均)510 m ³ /日	

施設名称	三光処理場	
事業種別	農業集落排水事業(三光地区)	
供用開始年月	平成 19 年 4 月	
処理方法	JARUS-XIV型+汚泥改質機構	
処理能力	(日平均)400 m ³ /日	

施設名称	宮古木処理場	
事業種別	農業集落排水事業(宮古木地区)	
供用開始年月	平成 23 年 11 月	
処理方法	JARUS-XIVG 型 連続流入間欠ばっ気方式	
処理能力	(日平均)252 m ³ /日	

施設名称	島潟処理場	
事業種別	農業集落排水事業(島潟地区)	
供用開始年月	平成 15 年 3 月	
処理方法	標準活性汚泥法	
処理能力	(日平均)430 m ³ /日	

施設名称	中井処理場	
事業種別	農業集落排水事業(中井地区)	
供用開始年月	平成 17 年 12 月	
処理方法	JARUS-XIV型+汚泥改質機構	
処理能力	(日平均)280 m ³ /日	

施設名称	【小規模】中道地区	【小規模】砂山地区
事業種別	小規模集合排水処理事業(中道地区)	小規模集合排水処理事業(砂山地区)
供用開始年月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月
処理方法	単体流動生物ろ過循環方式	単体流動生物ろ過循環方式
処理能力	合併処理浄化槽 45 人槽	合併処理浄化槽 16 人槽

2-3. 下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1) 収益的収支

収益的収支は、施設の維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や一般会計繰入金(負担金及び補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する経費

は事業収入(下水道使用料)によって賄うべきものとされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費(一般会計負担金)により負担します。

令和5年度決算における収益的収支を図5に示します。

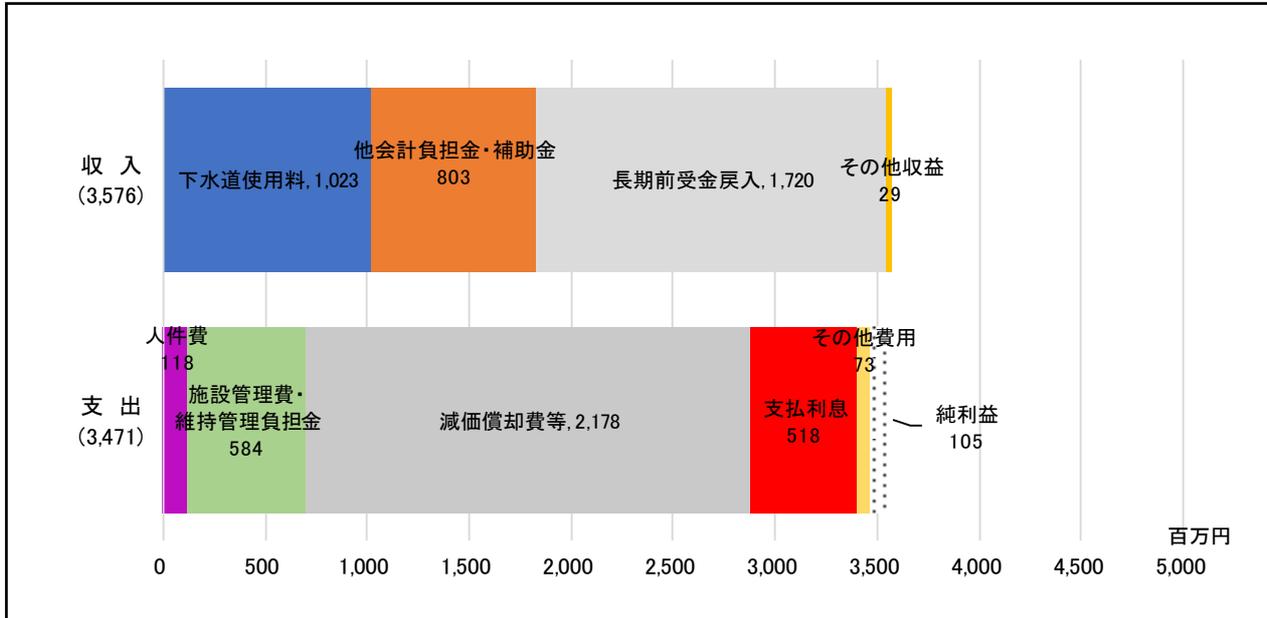


図5 収益的収支(令和5年度決算 税抜)

(2) 資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、国からの交付金や企業債(下水道事業債、資本費平準化債*)、支出には建設改良費や企業債償還金等があります。

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなるのが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして、損益勘定留保資金(収益的収支に計上される減価償却費等の非現金支出を現金収入で回収することで発生する現金)があります。

令和5年度決算における資本的収支を図6に示します。

※ 資本費平準化債：企業債の元金償還期間と施設の減価償却期間が異なることにより生じる元金償還額と減価償却費の差額を後年度に繰り延べて平準化するために発行する企業債。構造的な資金不足額に対して起債を充てることにより世代間負担の公平化を図り、資本費を平準化するもの。

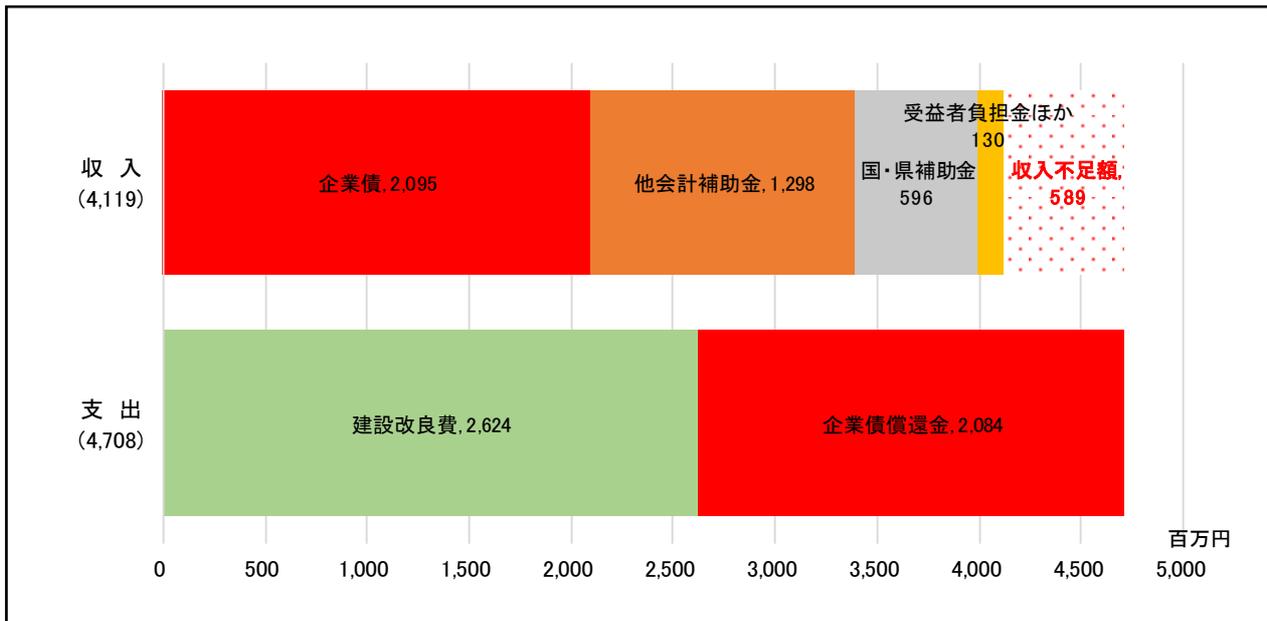


図6 資本的収支(令和5年度決算 税込)

2-4. 下水道使用料体系の現況

(1) 本市の下水道使用料体系

本市の下水道使用料の体系を表4に示します。公共下水道・加治川特定環境保全公共下水道・小規模集合排水処理事業、月岡特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業で別々の使用料体系となっています。なお、同一サービス・同一料金の基本原則に基づき、令和8年度に公共下水道使用料体系への統一化を行う予定としています。

表4 下水道使用料表(1か月 税抜)

汚水の種別	汚水排除量	単位	公共下水道 加治川特定環境保全 公共下水道 小規模集合排水処理			月岡特定環境保全 公共下水道	農業集落排水事業
一般汚水	10 m ³ 以下の分(基本料金)	円	1,380	1,430	1,100		
	10 m ³ を超え 30 m ³ 以下の分	円/m ³	150	143	120		
	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分	円/m ³	170	154	130		
	50 m ³ を超え 100 m ³ 以下の分	円/m ³	190	165	140		
	100 m ³ を超える分	円/m ³	210	176	150		
公衆浴場・温泉汚水	1 m ³ につき	円/m ³	46	132	—		

※公衆浴場とは、公衆浴場で使用した汚水をいう。

温泉汚水とは、月岡温泉で使用した温泉水をいう。

(2) 県内の下水道使用料

本市の公共下水道使用料と県内における行政人口5万人以上の市との比較を図7に示します。本市の下水道使用料は、県内では中位の水準となっています。

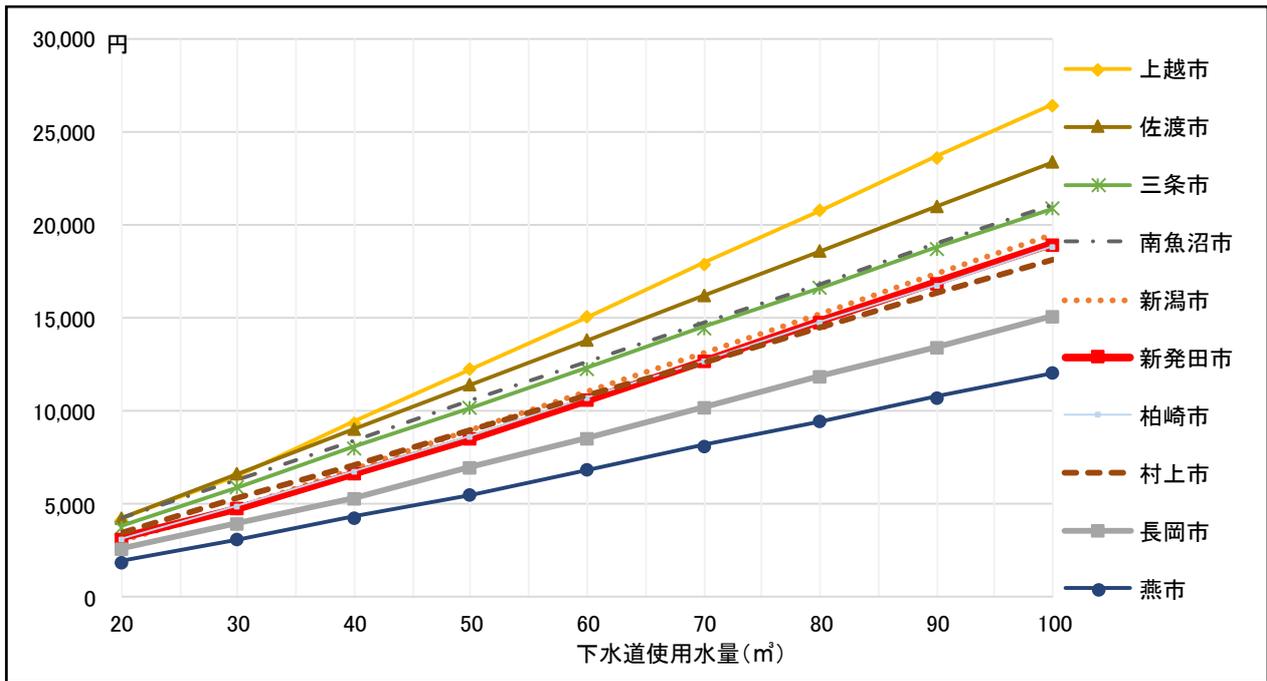


図7 下水道使用料の比較(税込・円)(令和6年4月時点)

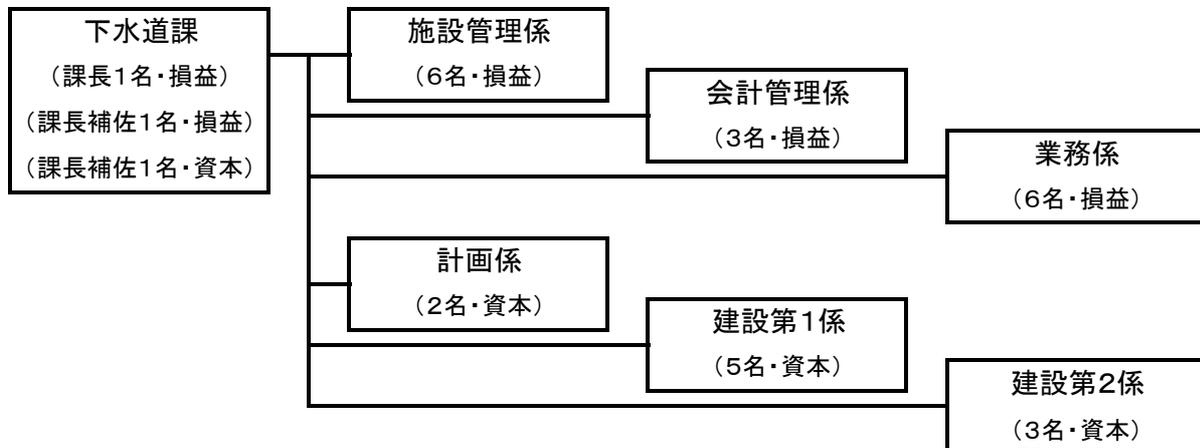
2-5. 民間活用の現況

令和5年度現在、下水道事業に係る全ての管路施設、ポンプ場施設及び処理場施設については、従来型の民間委託により維持管理を実施しています。

2-6. 組織体制の現況

本市における下水道事業の組織体制及び事務分掌を以下に示します。なお、図8の下水道担当職員数が令和2年度に増加しているのは、会計年度任用職員を職員数に加算したことによるものです。

表5 組織体制



下水道課の事務分掌

施設管理係

- (1) 排水設備設置等に関すること。
- (2) 排水設備等指定工事店及び工事責任技術者に関すること。
- (3) 除害施設の設置及び特定施設の指導に関すること。
- (4) 下水道施設等の維持管理に関すること。

会計管理係

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 起債に関すること。
- (4) 収入、支出及び会計経理に関すること。
- (5) 現金及び基金の出納及び保管に関すること。
- (6) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

業務係

- (1) 公共下水道事業の受益者負担金及び受益者分担金の賦課及び収納に関すること。
- (2) 公共下水道事業の使用料の賦課、徴収及び収納に関すること。
- (3) 農業集落排水事業分担金及び使用料の賦課、徴収及び収納に関すること。
- (4) 下水道接続促進に関すること。
- (5) 排水設備設置資金融資あっせん及び資金貸付けに関すること。
- (6) 新発田市下水道事業審議会に関すること。
- (7) 浄化槽登録管理に関すること。

計画係

- (1) 下水道等計画の調査、立案及び調整に関すること。
- (2) 下水道事業の都市計画決定及び事業計画に関すること。
- (3) 公共下水道雨水(都市下水路)に関すること。

建設第1係

- (1) 下水道事業に係る工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 下水道施設台帳の整備に関すること。

建設第2係

- (1) 下水道事業に係る工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 自然災害防止事業に係る設計、施工及び管理に関すること。
- (3) 農業集落排水長寿命化事業に係る設計、施工及び管理に関すること。

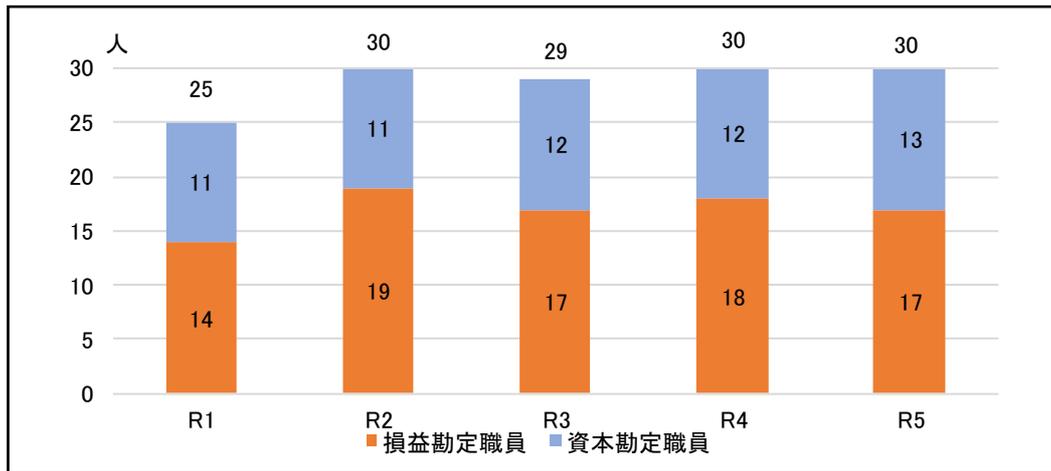


図8 下水道担当職員数の推移

2-7. 下水道経営の現況

「令和4年度地方公営企業年鑑」（総務省）を基に本市下水道事業経営の現況を県内市町村の各下水道事業の合算値から県平均を算出したものと比較し確認します。

(1) 有収率

定義	汚水処理水量に対する有収水量(下水道使用料収入の対象となった水量)の割合を示す指標
計算式	有収率(%)=有収水量÷汚水処理水量×100
説明	本指標は、数値が高いほど下水道使用料収入の対象にならない不明水が少なく、下水道事業にとって望ましい状態です。有収率が低い場合は不明水が多いため、施設維持管理費の増大が懸念されます。
評価	本市の有収率は92.4%であり、県平均の75.3%を大きく上回っています。ただし、不明水量の増加は施設維持管理費の増加に直結することから、有収率が低下しないよう不明水対策の推進が必要です。

(2) 水洗化率

定義	下水道処理人口のうち、排水設備を設置し汚水処理している人口(水洗化人口)の割合を表す指標
計算式	水洗化率(%)=水洗化人口÷下水道処理人口×100
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料の収入等の観点から、数値が100%になることが求められます。100%未満の場合、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。また、下水道使用料収入の増加を図るためにも、水洗化率向上の取組が必要になります。
評価	本市の水洗化率(農排除く)は62.9%であり、県平均の89.7%を大きく下回っています。水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。

(3) 汚水処理原価

定義	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用(汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコスト)を表す指標
計算式	汚水処理原価(円/m ³)=汚水処理費(資本費+維持管理費)÷有収水量 ※汚水処理費は公費負担分を除く。
説明	本指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析することが重要です。
評価	本市の汚水処理原価は 163.2 円/m ³ であり、県平均の 163.6 円/m ³ と同水準に位置しています。現時点では効率的な汚水処理を実施しているといえますが、今後大幅な人口減少が想定される中、更なる事業の効率化を図り、持続可能な事業運営に努める必要があります。

(4) 経費回収率

定義	下水道使用料収入でどの程度汚水処理費を賄っているかを表す指標
計算式	経費回収率(%)=下水道使用料収入÷汚水処理費(資本費+維持管理費)×100 =使用料単価÷汚水処理原価(資本費+維持管理費)×100 ※汚水処理費、汚水処理原価は公費負担分を除く。
説明	本指標は、下水道使用料収入で賄うべき経費を全て下水道使用料収入で賄っている状況を示す 100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評価	本市の経費回収率は 101.0%と水準の 100%を超えているものの、今後人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷が想定される中、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の維持に努める必要があります。なお、県平均は 92.3%です。

3-1. 人口の見通し

(1) 行政人口

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)において、令和 2 年度国勢調査を基準とした将来推計が示され、新発田市人口ビジョンにおいても見直しとなりました。本経営戦略での将来行政人口は、新発田市人口ビジョンの「小規模な改善」に基づき予測します。本市の行政人口は、令和 27(2045)年時点では約 72,500 人、令和 5(2023)年の 8 割程度まで減少すると予測されます。

ただし、下水道事業の統計は住民基本台帳から算出しているため、将来行政人口は新発田市人口ビジョン値を補正しています。

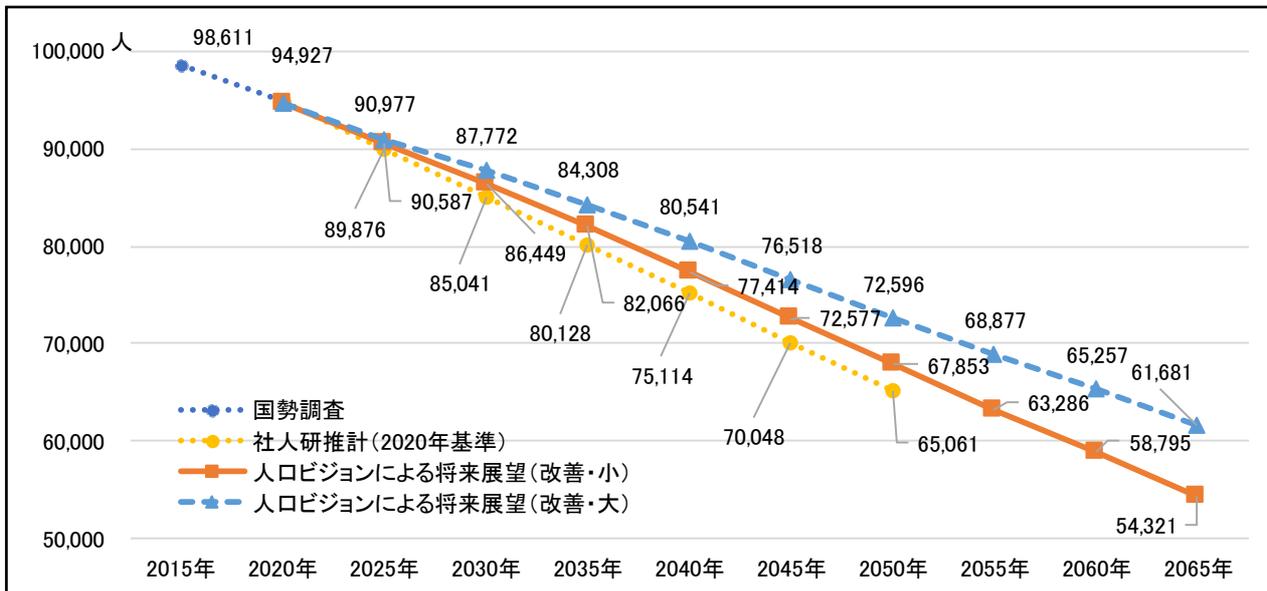


図9 将来行政人口の見通し

(2) 下水道処理人口

下水道が整備された区域内の人口を下水道処理人口といいます。本市では、下水道が整備された区域内において大規模な宅地開発はされておらず、整備済区域内における人口の増加要因はありませんが、今後は立地適正化計画における居住誘導区域(用途区域)内よりも郊外部(主に合併処理浄化槽区域)における人口減少が進むことが想定されます。また、本市の令和 5 年度末時点の汚水処理人口普及率は 84.8%となっており、下水道施設の整備を進めていることや、今後市街化区域拡大に伴う宅地開発が予定されていることから、下水道処理人口の一定数の増加を見込むことができるため、令和 13 年度までは増加する見通しです。

(3) 水洗化人口(接続人口)

下水道の整備区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口(または接続人口)といい、下水道処理人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。

本経営戦略における農排を含む水洗化率の将来目標値を全国・県内平均値を踏まえて 90.0%以上とし、これに下水道処理人口を乗じて水洗化人口を予測します。

行政人口、下水道処理人口、水洗化人口の見通しを図 10 に示します。

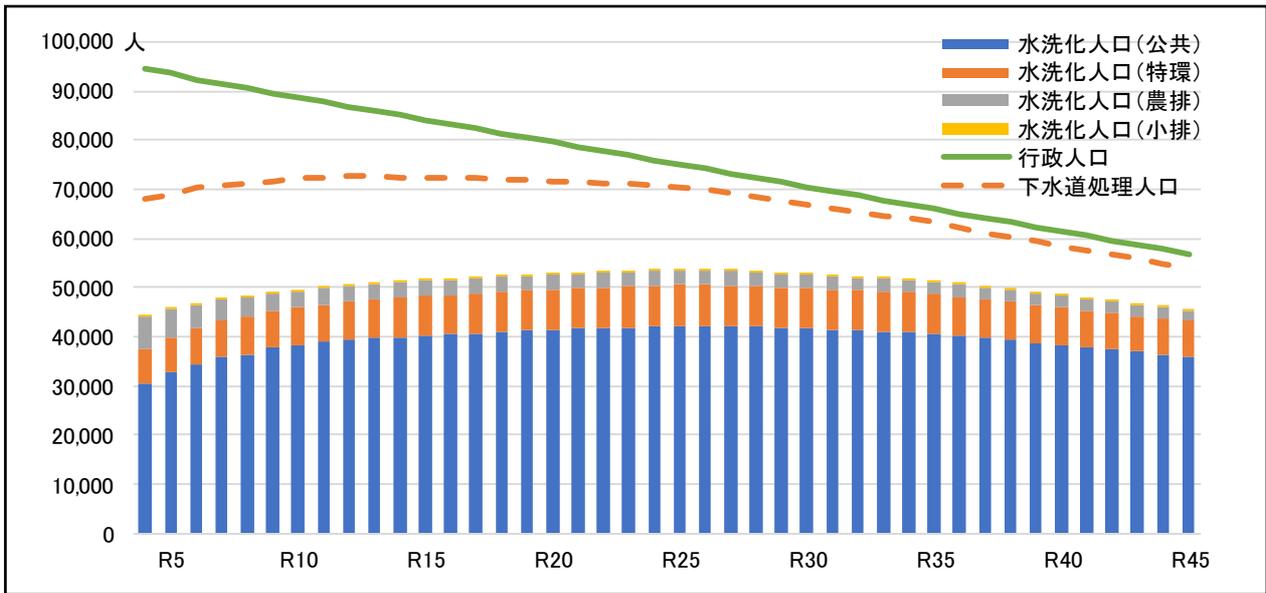


図 10 行政人口、下水道処理人口及び水洗化人口の見通し

3-2. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは、下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。水洗化人口の増加予測等と同様、下水道有収水量も令和 25 年度まで増加を見込み、予測しています。

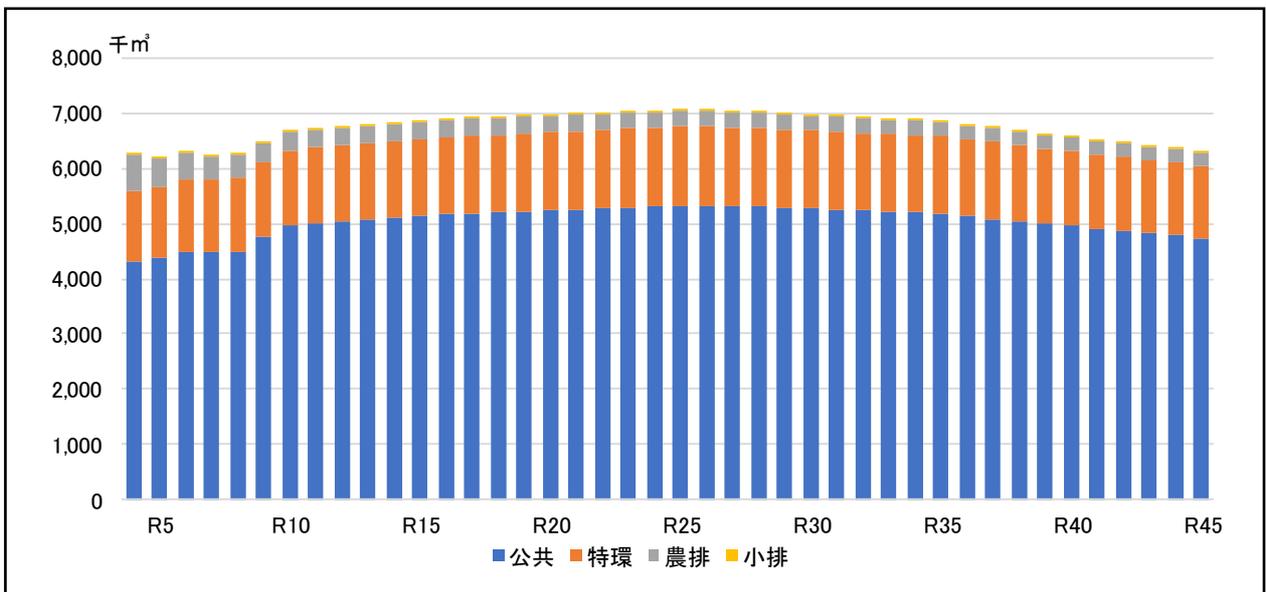


図 11 下水道有収水量の見通し

3-3. 下水道使用料収入の見通し

下水道使用料収入は、令和4年度の使用料単価に有収水量を乗じて推計しています。なお、令和8年度に使用料体系を統一する予定のため、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業において令和9年度から単価を変更します。

表6 下水道使用料単価の算定

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集合 排水処理事業	合計
使用料収入(円/年)	748,252,819	200,282,662	79,638,390	333,969	1,028,507,840
有収水量(m ³ /年)	4,329,432	1,269,827	639,628	2,107	6,240,994
使用料単価(～R8)(円/m ³)	172.83	157.72	124.51	158.50	—
使用料単価(R9～)(円/m ³)	172.83	167.21	155.63	158.50	—

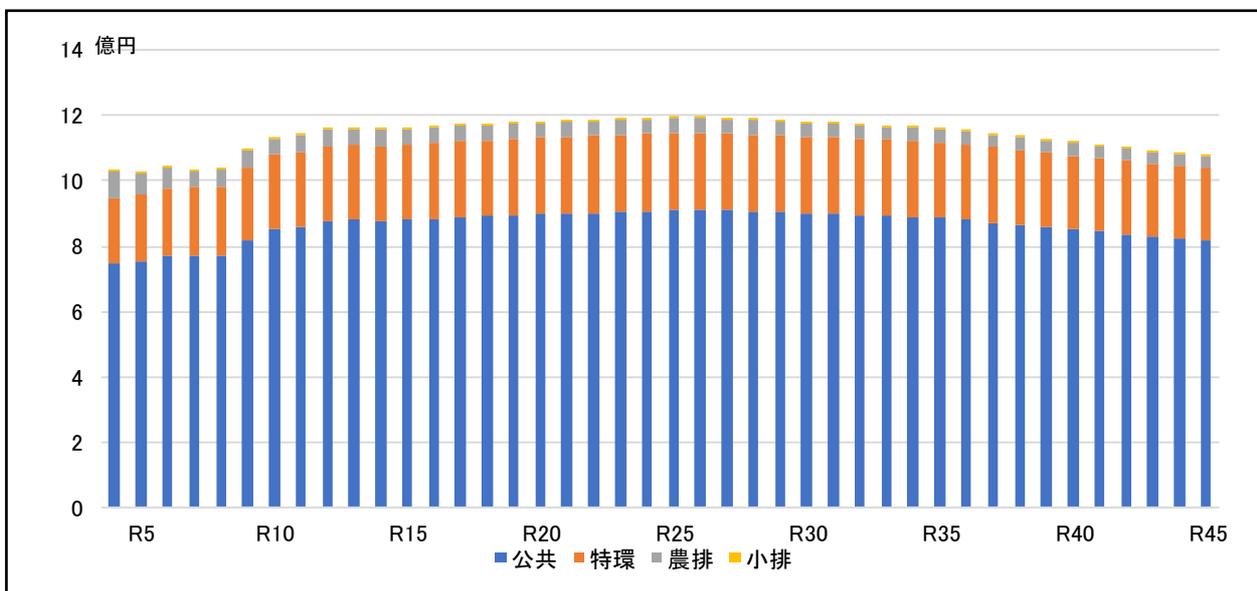


図12 下水道使用料収入の見通し

3-4. 施設の見通し

(1) 管路施設

本市では昭和61年度から下水道管路施設の整備に着手し、令和5年度末時点の整備延長は611km(汚水管路)となっています。令和5年度時点で最も古い管路は38年経過しており、今後、法定耐用年数(50年)を超過する管路の増加が見込まれます。特に、平成14年度から平成21年度の間には布設された管路施設は全整備延長の40%を占めており、今後、改築需要が急速に増加すると見込まれます。本市では、令和4年度に施設改築に係るトータルコストの抑制に着目した下水道ストックマネジメント計画を更新しており、効率的に施設の改築を進める計画です。

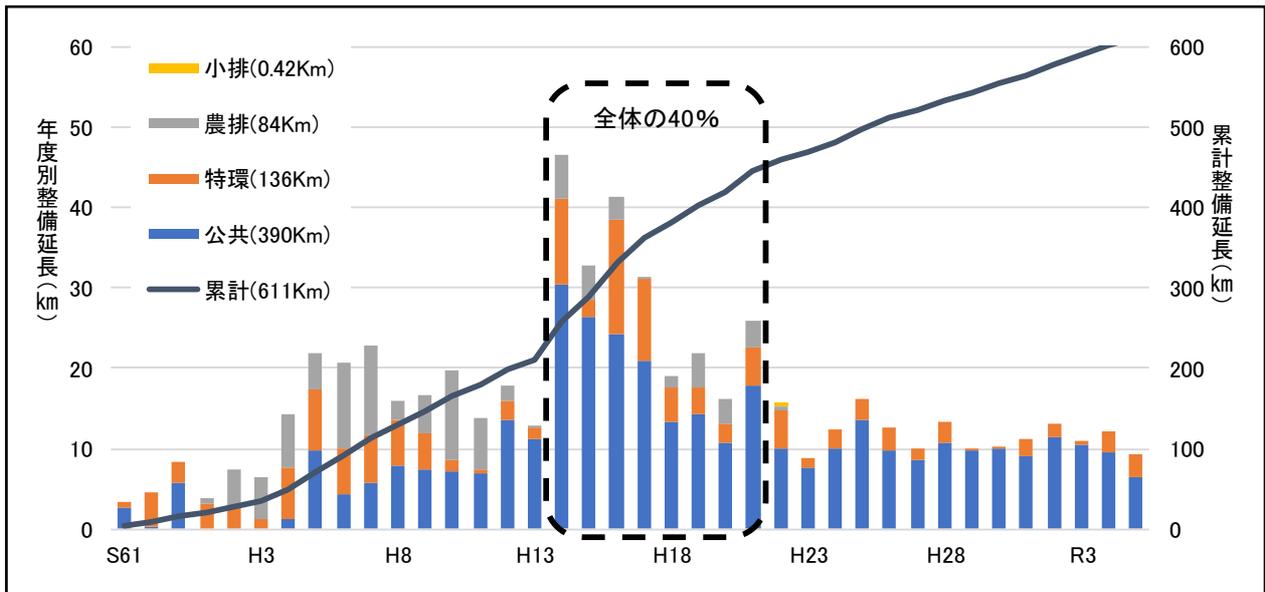


図 13 管路整備延長の推移(汚水管路)

(参考)管路施設の健全率予測

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の健全率を予測し進めることとしています。

本経営戦略の計画期間末(令和 15 年度)には、一部の管路は緊急度 I (速やかに改築が必要なもの)、緊急度 II (簡易な対応により改築を 5 年未満まで延長可能なもの)に達することが見込まれますが、本市下水道管路施設の 40%以上の管路については、順次 30 年経過となることから、計画期間以後に管路施設の改築を計画的に進める必要があります。

【健全率予測式の例（国土技術政策総合研究所 平成 22 年の研究成果）注】

(1) ワイブル分布近似式

1) 全管種

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = \exp(- (T/78.68)^{3.861})$	$(R^2=0.9931)$
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = \exp(- (T/60.03)^{2.010})$	$(R^2=0.9152)$
劣化なし	$X = \exp(- (T/17.13)^{0.5246})$	$(R^2=0.7854)$

健全率推定式（公共）：全管種：ワイブル

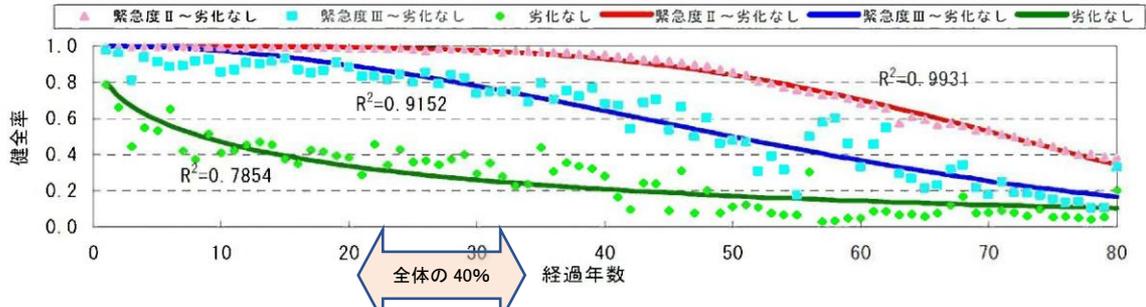


図1 健全率予測式（公共：全管種：ワイブル式）

2) コンクリート管

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = \exp(- (T/79.29)^{3.910})$	$(R^2=0.9876)$
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = \exp(- (T/66.63)^{1.357})$	$(R^2=0.8659)$
劣化なし	$X = \exp(- (T/6.342)^{0.3165})$	$(R^2=0.6762)$

3) 陶管

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = \exp(- (T/74.58)^{3.543})$	$(R^2=0.9954)$
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = \exp(- (T/51.02)^{1.873})$	$(R^2=0.9075)$
劣化なし	$X = \exp(- (T/10.07)^{0.6126})$	$(R^2=0.7219)$

(2) 直線近似式（X：健全率(-)、T：経過年数(年)）

1) 全管種

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = -0.0079T + 1.1500$	$(R^2=0.8218)$
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = -0.0111T + 1.0558$	$(R^2=0.8947)$
劣化なし	$X = -0.0068T + 0.5352$	$(R^2=0.8007)$

健全率推定式（公共）：全管種：直線式

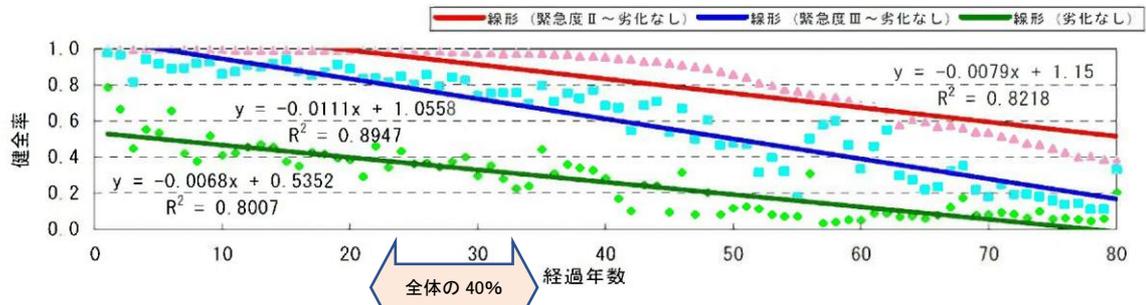


図2 健全率予測式（公共：全管種：直線式）

2) コンクリート管

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = -0.0078T + 1.1523$	($R^2 = 0.8139$)
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = -0.0090T + 0.9696$	($R^2 = 0.8858$)
劣化なし	$X = -0.0034T + 0.3274$	($R^2 = 0.5825$)

3) 陶管

緊急度Ⅱ～劣化なし	$X = -0.0099T + 1.2043$	($R^2 = 0.8856$)
緊急度Ⅲ～劣化なし	$X = -0.0130T + 1.0633$	($R^2 = 0.9063$)
劣化なし	$X = -0.0047T + 0.3318$	($R^2 = 0.5645$)

注：全国12都市における管渠劣化診断データ（～平成21年度）を用いて予測式を算定している。緊急度を算定する際の管渠診断項目は10項目全て（腐食、タルミ、破損、クラック、継手ズレ、浸入水、取付け管の突き出し、油脂の付着、樹木根の侵入、モルタル付着）を対象としており、必要改築量というよりは、清掃等も含め何らかの対応を必要とする延長が求まることに留意が必要である。

(2) マンホール形式ポンプ場

市内には195か所のマンホールポンプ場が設置されており、下水の集水や送水に利用されています。これらのポンプ場では、使用年数が法定耐用年数（機械電気設備15年）を超過したものも存在することから、計画的かつ効果的に改築事業を進めていく必要があります。

(3) ポンプ場施設及び処理場施設（公共下水道・特定環境保全公共下水道）

本市では令和2年度に加治川浄化センター・月岡浄化センター・紫雲寺中継ポンプ場の施設改築に係るトータルコストの抑制に着目した下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画的で効率的な施設の改築を進めています。

(4) 処理場施設（農業集落排水）

平成26年度に「農業集落排水施設最適整備構想」を策定し、公共下水道へ接続する処理場、将来的にも存続する処理場を明確にしました。あわせて、最適な接続時期及び更新時期も年次計画をとりまとめ、それぞれの事業を計画的に進めています。

将来的にも存続する加治川以北の農業集落排水処理区の4処理場は、維持管理適正化計画及び機能強化計画を策定し、順次更新工事を進めています。また、加治川以西の処理場は、順次、公共下水道への接続を進めており、令和6年度に中井地区、令和8年度に島潟地区を予定しています。

3-5. 組織の見通し

主要事業の未普及対策事業が完了するまでは、職員数の大幅な削減を見込むことはできませんが、今後想定される施設更新需要の増加に対応する必要があることから、特に技術系職員の確保と技術継承が課題となります。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、職員数の適正化を図る必要があります。

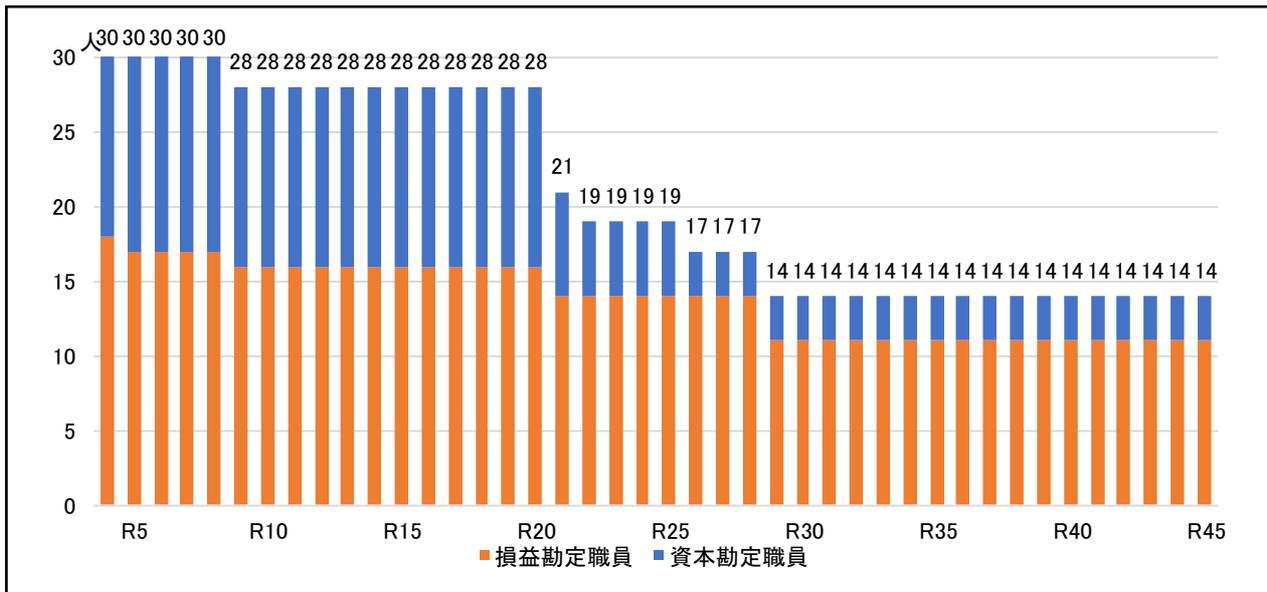


図 14 職員数の見通し

3-6. 下水道事業の課題

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、今後重点的に取り組むべき課題は以下のとおりです。

(1) 未普及対策の推進

汚水処理施設整備の概成に向け、未普及地域の解消工事を進めています。現在は市街地を中心に進めています。当市の汚水処理人口普及率のとおり、未普及地域の早期整備が課題です。あわせて、人口密度の低い地区を合併処理浄化槽区域に変更し、汚水処理施設の早期整備を進めていく必要があります。

(2) 老朽化施設の増加

昭和 61 年から下水道施設の整備に着手しており、今後、法定耐用年数を超過する施設の増加が見込まれます。今後は増加する老朽化施設に対し、限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的に改築事業を実施していくかが課題です。

(3) 官民連携の推進

近年、国は処理場等に係る包括的民間委託※の導入に当たってガイドラインを公表するなど、持続可能な下水道事業の実現に向け官民連携の強化を推進しています。従来型の民間委託は、施設に係る点検や清掃、調査業務等を個別に発注するため、設計書作成や契約事務手続などの業務量が多く発生しています。

※ 包括的民間委託：施設の維持管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。
民間の実施体制及び創意工夫をいかすことで、維持管理の効率化及び質の向上を図るもの。

(4) 適正な下水道使用料収入の確保と接続率の向上

持続可能な下水道事業としていくためには原価に見合う下水道使用料収入を確保する必要があります。近年のエネルギー価格の上昇や物価高の影響等により経費が増額傾向にある一方、人口減少等を起因として下水道使用料収入の低迷が想定されます。また、安定的な下水道使用料収入を確保していくためには接続率が低いことも課題です。

第 4 章 経営の基本理念・経営目標

4-1. 基本理念

下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインとして、これまでと同様に今後も安定的にサービスを提供していくことが求められます。

新発田市まちづくり総合計画(令和 6 年 3 月)では、10 年後の目指すべき都市像として「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を掲げています。この中で上・下水道の基本方針を「いつでも安全でおいしい水道水が利用でき、生活排水がきちんと処理される、清潔で快適な生活が送れるまち」と定めています。これを踏まえ、本経営戦略の基本理念を以下のとおり定めます。

“ 清潔で快適な暮らしをつくり 次世代へつなぐ下水道 ”

4-2. 基本方針

基本理念や抽出した課題等を踏まえ、基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針Ⅰ 計画的・効率的な下水道施設の整備と維持管理

将来性や経済性を踏まえた施設の整備と維持管理を推進します。

基本方針Ⅱ 下水道経営の健全化と経営基盤の確立

持続可能な下水道サービスを実現するため、経営感覚を持ち経営の健全化を図ります。

4-3. 基本施策

基本方針の実行に向けた具体的な施策を以下のとおり定めます。

表7 基本施策

基本方針	基本施策
I 計画的・効率的な下水道施設の整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none">・下水道整備の促進・広域化・共同化事業の推進・施設老朽化対策の推進・官民連携の強化
II 下水道経営の健全化と経営基盤の確立	<ul style="list-style-type: none">・適正な下水道使用料収入の確保・下水道接続の促進・他会計繰入金の適正化

4-4. 経営目標の設定

本経営戦略では、経営目標及び目標値を次のとおり定めます。

(1) 汚水処理人口普及率の向上

汚水処理人口普及率は、総人口に対する汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)の処理人口の割合を表す指標で、整備状況を示します。令和4年度末における汚水処理人口普及率の県内平均値が89.7%であることを踏まえ、目標値を90.0%以上とします。

(2) 水洗化率(集合処理の接続率)の向上

水洗化率は、下水道整備区域内において下水道に接続している人口の割合を表す指標です。計画期間内はまだ未普及整備事業を実施しているため大きな上昇が見込めないことや、令和5年度末における本市の水洗化率が66.0%と低いことを踏まえ、目標値を70.0%以上とします。

(3) 経費回収率100%の達成

経費回収率は、下水道使用料収入で回収すべき経費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標です。令和5年度末における本市の経費回収率は97.9%であり、下水道使用料収入で回収すべき経費を下水道使用料収入以外の収入で賄われている状況です。独立採算制の原則に基づき、目標値を100.0%とします。

(4) その他

下水道事業は、その公共性から他会計繰入金も財源の一部となっています。令和4年度までは、収支不足額の全てを他会計繰入金で賄っていましたが、令和5年度から財政当局と申し合わせ、繰入金の上限額を21億円とし、それでもなお補填財源が不足する場合は、資本費平準化債を活用することとしました。今後も多額の投資が必要となる中、一般会計の財政負担が過度にならないよう、他会計繰入金(基準内・基準外)の上限額を21億円に設定します。

表8 経営目標の設定

指標名	令和5年度 (実績値)	令和10年度 (中間値)	令和15年度 (目標値)
(1) 汚水処理人口普及率 (合併処理浄化槽等含む)	84.8%	88.0%以上	90.0%以上
(2) 水洗化率(集合処理の接続率)	66.0%	68.0%以上	70.0%以上
(3) 経費回収率	97.9%	100.0%	100.0%

第 5 章 投資・財政計画（収支計画）の条件設定

5-1. 投資・財源試算の基本条件

投資・財源試算の実施に当たり、計画年度中の収益的収支・資本的収支における各科目の将来値算出条件を設定します。なお、物価上昇等の影響を受ける経費については、物価上昇率等も考慮して算出します。

物価上昇率等の条件設定

物価上昇率は、平成 29 年度の消費者物価指数(総務省)を 100%とし、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の上昇率の平均値である 0.74%を採用します。

また、人件費の上昇率は、平成 30 年度から令和 4 年度までの「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント(人事院)」の行政職員の平均年間給与増減率の平均値である 0.1%を採用します。

表9 物価上昇率及び人件費上昇率採用値

	消費者物価指数(%)		人事院勧告(%)
	H29 基準	前年度比	
H30	100.9	0.9	0.5
R1	101.4	0.5	0.4
R2	101.4	0.0	▲0.3
R3	101.2	▲0.2	▲0.9
R4	103.7	2.5	0.8
平均	—	0.74	0.1

出典)消費者物価指数：<https://www.stat.go.jp/data/cpi/1-html>

人件費上昇率：<http://www.jinji.go.jp/kankoku/kako.html>

5-2. 投資の試算

(1) 未普及対策事業

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で実施している当該事業は、令和 25 年度を目途に完了を見込んでいます。

表 10 未普及対策事業の概要

事業名	事業費(億円)	事業期間	備考
公共下水道事業	289.6	R6～R15	R25 完了見込
特定環境保全公共下水道事業	55.8	R6～R15	R25 完了見込
計	345.4		

(2) 広域化・共同化事業

本市ではこれまでに農業集落排水「大島・米倉・荒川・内竹・松浦」地区を公共下水道に統合し、事業の効率化を図ってきましたが、今後は、更なる効率化を図るため、農業集落排水「中井・島潟」地区についても公共下水道への統合を進めます。これにより、加治川以西の農業集落排水各処理場を

廃止することができ、維持管理費の低減を見込むことができます。

表 11 広域化・共同化事業の概要

事業名	事業費(億円)	事業期間	備考
農業集落排水事業	5.5	R6～R8	

表 12 広域化・共同化による維持管理費縮減額の試算(1年間当たり)

処理場名	維持管理費-公共接続後の維持管理費-縮減額(千円)	廃止年度
中井処理場	11,150 - 2,500 = 8,650	R6
島潟処理場	12,370 - 3,650 = 8,720	R8

※平成 28 年度試算

(3) 施設老朽化対策事業(ストックマネジメント事業)

今後は、過去に集中投資した資産が順次耐用年数を迎えるため、一時期に集中して多額の改築費用を必要とするおそれがあります。令和 4 年度に更新した下水道ストックマネジメント計画では、施設の耐用年数に達した時点で単純に改築するのではなく、施設のリスク評価等を加味した最適な改築事業シナリオを設定し、改築事業費の平準化及び低減を図ることとしています。本経営戦略では、当該計画の方針に基づいた効率的な改築事業を推進します。

また、この取組により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、持続的な下水道機能を確保します。

表 13 改築事業費の設定

施設区分	改築事業費の設定方法
管路施設	下水道ストックマネジメント計画の改築事業シナリオに基づき設定する。
マンホール形式ポンプ場	供用開始が早いポンプ場から 20 年で 1 サイクルの改築を実施することとし、年間 1.5 億円程度の改築費用を設定する。
処理場施設及びポンプ場施設	加治川浄化センター及び月岡浄化センターの改築費用は、下水道ストックマネジメント計画の改築事業シナリオに基づき設定する。 存続する農業集落排水処理場については、維持管理適正化計画及び機能強化計画に示されている改築費用をベースに設定する。 ポンプ場施設については、下水道ストックマネジメント計画の改築事業シナリオに基づき設定する。

表 14 施設老朽化対策事業の概要

事業名	事業費(億円)	事業期間	備考
公共下水道事業	2.5	R6～R15	
特定環境保全公共下水道事業	14.0	R6～R15	
農業集落排水事業	2.2	R6～R15	
計	18.7		

(4) 投資の見通し

上記(1)~(3)を踏まえ、計画期間の10年間で総額369.6億円を見込んでいます。

表 15 投資試算の概要

事業名	総事業費(億円)	実施事業	備考
公共下水道事業	292.1	未普及対策事業、施設老朽化対策事業	
特定環境保全公共下水道事業	69.8	未普及対策事業、施設老朽化対策事業	
農業集落排水事業	7.7	広域化・共同化事業、施設老朽化対策事業	
計	369.6		

5-3. 財源の試算

主な財源の試算方法を表 16 にまとめます。

表 16 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	3-3のとおり
	他会計負担金	令和5年度繰出基準に基づき算定(雨水処理負担金)
収益的収入 (営業外収益)	他会計補助金	令和5年度繰出基準に基づき算定するほか、基準外繰入を計上
	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた補助金等の減価償却見合い分を収益化
資本的収入	企業債	充当率を100%として起債額を算定するほか、補填財源不足が生じる場合、資本費平準化債を計上
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき計上
	県補助金	県農業集落排水事業起債償還補助金を計上
	他会計補助金	令和5年度繰出基準に基づき算定するほか、収益的収入(他会計負担金)と資本的収入(他会計補助金)の合計で21億円を超えない額を計上(基準外繰入)
	基金取崩収入	農業集落排水施設維持管理基金を令和7年度から令和12年度の間で全額取り崩し

5-4. 投資以外の経費の試算

投資以外の経費の試算方法を表 17 にまとめます。

表 17 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	直近の実績額から1人当たりの平均額を算出したものに職員見込数を乗じ、更に上昇率0.1%を乗じて計上

	経費(動力費)	直近の実績額をベースに汚水処理見込量の増減率を乗じ、更に上昇率 0.74%を乗じて計上
	経費(修繕費)	直近の実績額をベースに上昇率 0.74%を乗じて計上
	経費(委託料)	直近の実績額をベースに上昇率 0.74%を乗じて計上
	減価償却費	新規取得資産の耐用年数を構築物 50 年、機械及び装置 20 年とし減価償却費を計上
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	下水道事業債 償還期間 40 年(うち据置期間 5 年)、元利均等返済、利率 1.6% 償還期間 10 年(うち据置期間 2 年)、元利均等返済、利率 0.5% 資本費平準化債 償還期間 20 年(うち据置期間 3 年)、元利均等返済、利率 1.1%
資本的支出	企業債償還金	支払利息と同じ条件で償還額を算定

5-5. 経営目標に対する試算結果の検証

指標名	令和 15 年度(目標値)	令和 15 年度(計画値)	結果
(1) 汚水処理人口普及率 (合併処理浄化槽等含む)	90.0%以上	93.3%	達成

(説明)

本経営戦略の策定に当たっては、令和 15 年度に汚水処理人口普及率 90.0%以上を目指し、投資試算の中で最も重要な未普及対策事業を確実に推進していくこととしています。ただし、当該事業の主要財源である国庫補助金の交付要件が今後厳格化していくことが考えられるため、投資額の合理化にも着目していく必要があります。

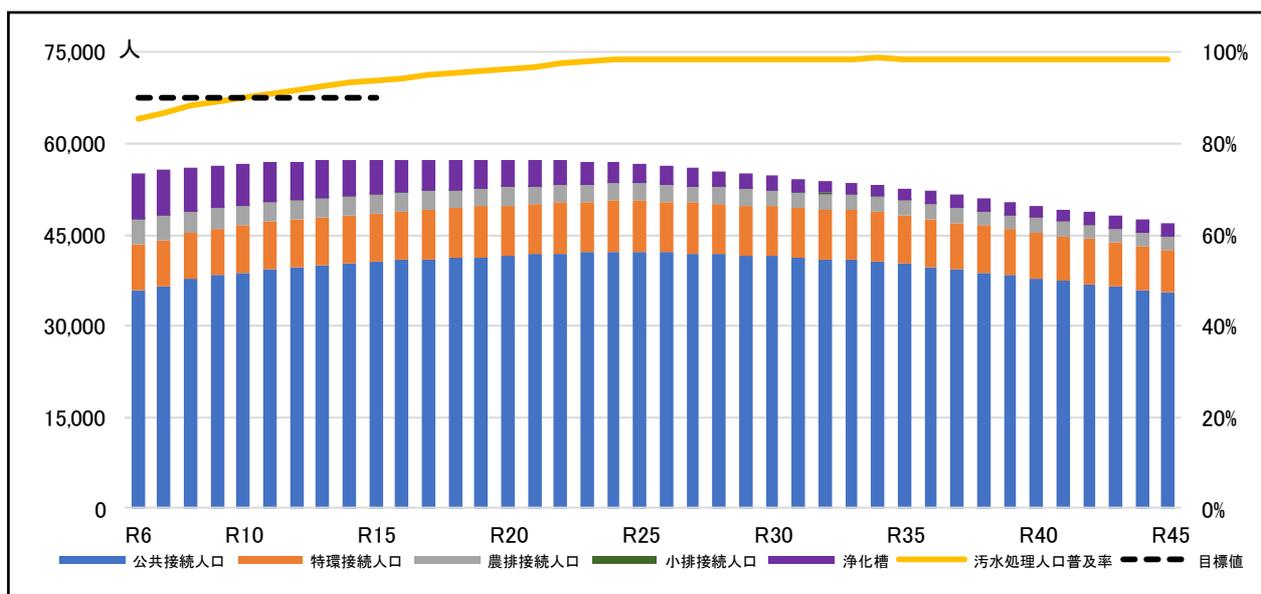


図 15 汚水処理人口普及率の見通し

指標名	令和 15 年度(目標値)	令和 15 年度(計画値)	結果
(2) 水洗化率(集合処理の接続率)	70.0%以上	70.9%	達成

(説明)

水洗化率の向上に向けては、接続促進員を中心に未接続の世帯や事業者へ戸別訪問等を行い下水道への接続を促進する取組を行っています。計画期間内は、未普及整備事業を実施している最中のため水洗化率の大幅な向上は望めませんが、下水道使用料の増収にも直結する重要な指標であることから、下水道の果たす役割をPRし、普及と啓発を図りながら接続件数の増加に取り組んでいきます。

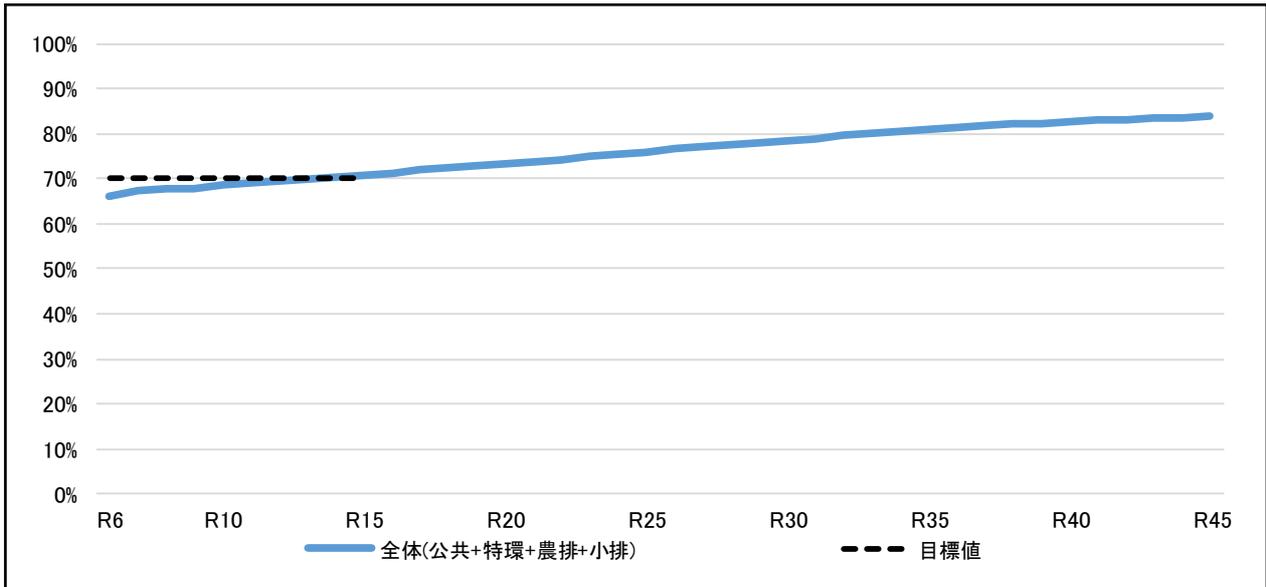


図 16 水洗化率の見通し

指標名	令和 15 年度(目標値)	令和 15 年度(計画値)	結果
(3) 経費回収率	100.0%	98.4%	未達成

(説明)

経営戦略における収支計画は、計画期間内の収入と支出が均衡することを要件としています。現行の使用料で試算した場合、損益では収支不足分について他会計繰入金(基準外)を増額することによって損失が生じないようにすることはできますが、経費回収率は、目標値の100%を達成することができません。独立採算制の原則からすると、目標値を100%以下に修正することは適当でないため、使用料改定の検討を行う必要があります。

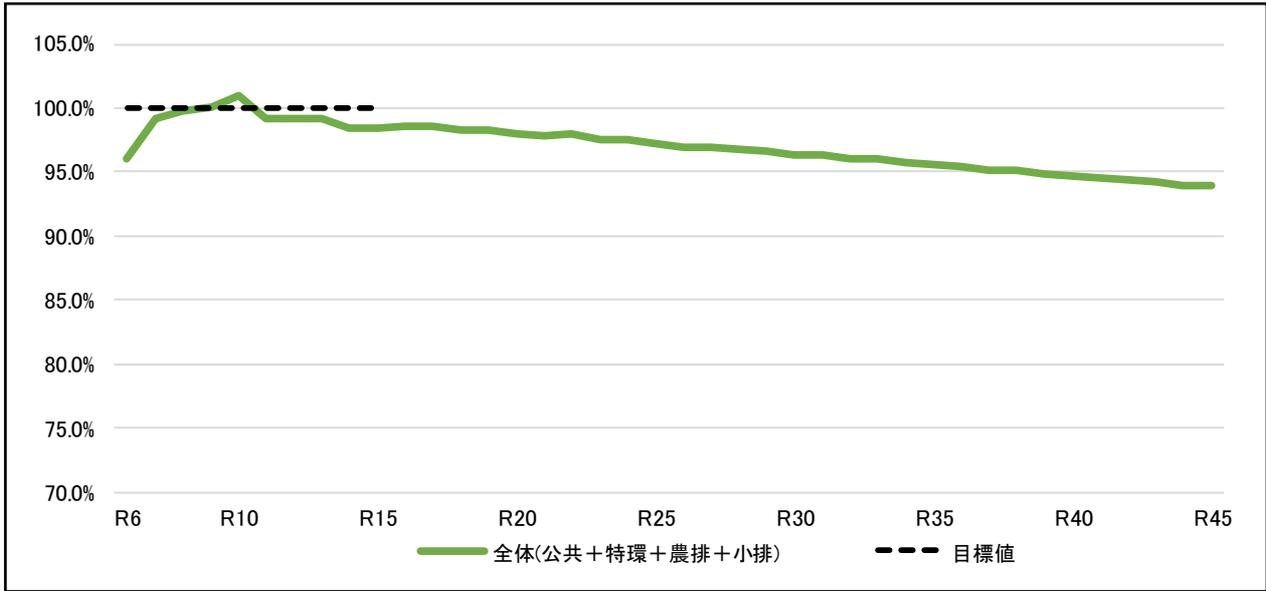


図 17 経費回収率の見通し(現行使用料)

(4) その他(他会計繰入金等)

未普及整備工事が続く間、多額の事業費を要することから借入額も多くなり、必然的に企業債の償還額も高止まりが続くため、元金償還に対する財源として資本的収入(基準外繰入)を充てざるを得ません。計画期間内だけでなく、試算期間を通して他会計繰入金を 21 億円必要とする見通しです。

さらに、試算期間を通して下水道使用料収入、他会計繰入金では補填財源が不足するため、資本費平準化債を活用することになります。

また、公共下水道事業において、収益的収入(基準内)のうち最も割合の大きい「高資本費対策に要する経費」が令和 13 年度で要件から外れるため、令和 14 年度以降、経費回収率の低下が懸念されます。

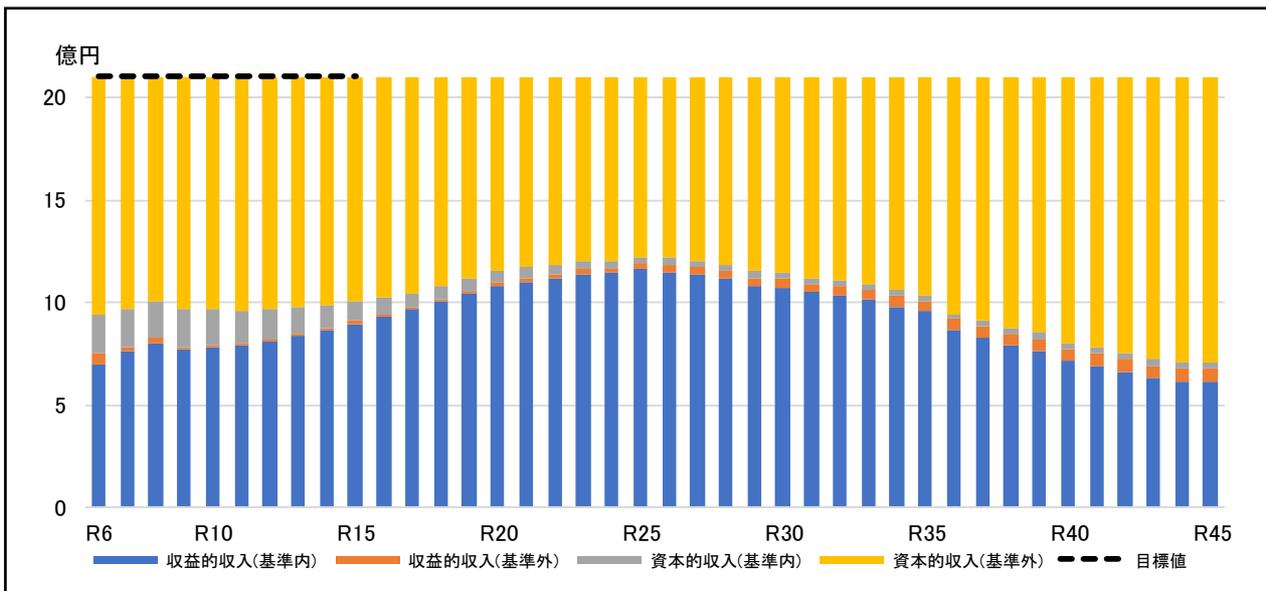


図 18 他会計繰入金の見通し(現行使用料)

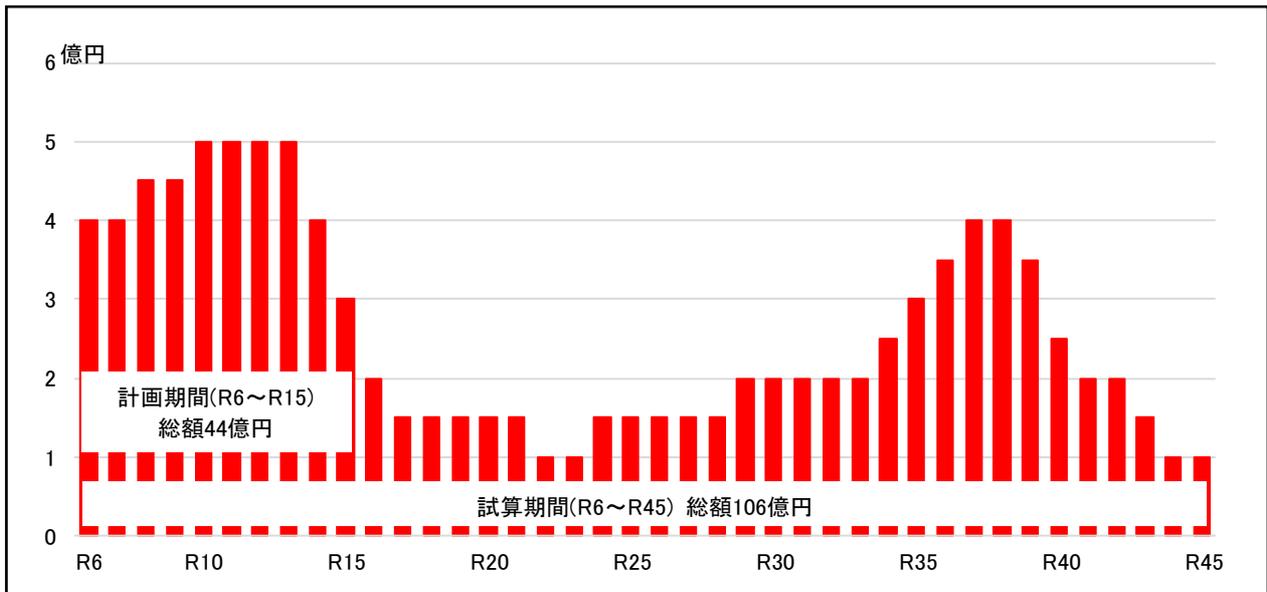


図 19 資本費平準化債の見通し(現行使用料)

5-6. 下水道使用料改定の検討

上記目標に対する結果検証を踏まえ、具体的な使用料改定の検討に当たって、要件を設定します。

改定要件

- ・令和 8 年度に下水道使用料を公共体系に統一すること。
- ・令和 15 年度に経費回収率 100%を達成できること。
- ・使用料改定により企業債の借入額を抑制できること。
- ・汚水処理施設整備が概成するまでの間は、使用料の改定回数を最小限にすること。
- ・令和 14 年度以降、収益的収入(基準内)が減額し、経費回収率が悪化する見通しであること。

改定要件を踏まえ、複数のシミュレーションを行った結果、計画期間内では、令和 13 年度に平均 15%程度の改定を行う必要がある見通しとなりました。

その効果は、目標に掲げている経費回収率 100%を達成できるほか、他会計繰入金を計画期間内では抑制できませんが、補填財源不足を補うために活用する資本費平準化債を計画期間内で計約 9 億円の削減見通しとなりました。

さらに、試算期間内では、汚水処理施設整備概成予定後の令和 27 年度に再び 15%程度の改定を行うことで、逡減化する経費回収率が回復し、他会計繰入金を計約 51.6 億円、資本費平準化債を計約 68.5 億円の削減見通しとなりました。

しかしながら、使用料の改定(値上げ)は、市民の家計負担増に直結するだけでなく、接続率の低い本市の状況では下水道への接続を阻害する要因にもなることから、下水道事業審議会等で意見を聴きながら慎重に見極めていく必要があります。

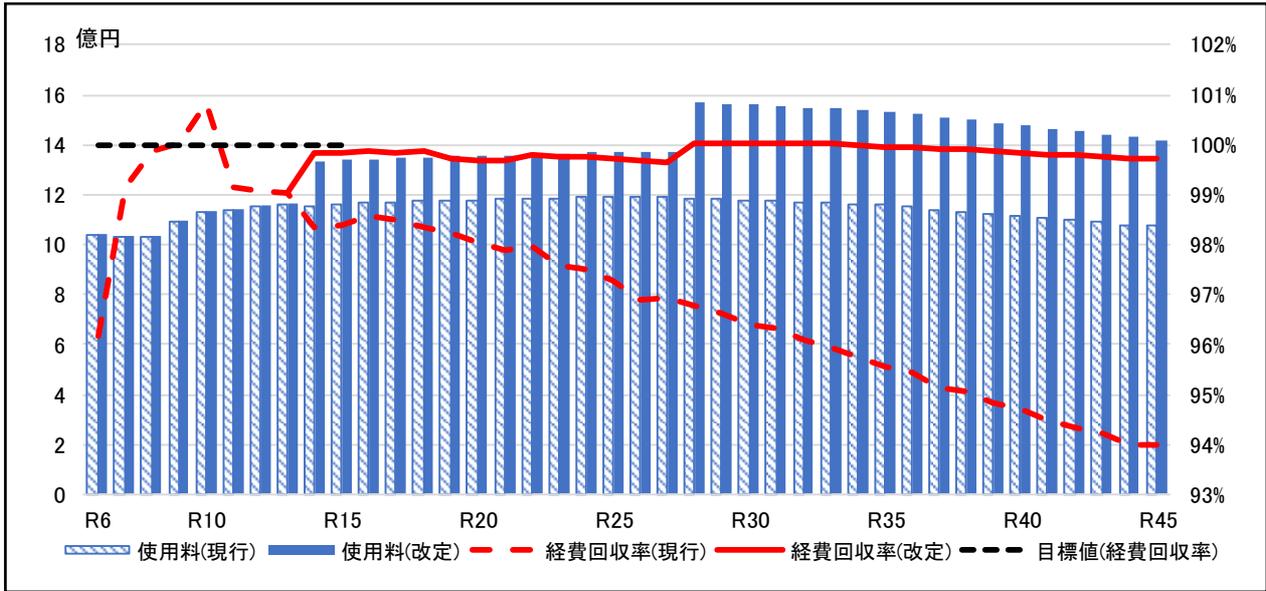


図 20 下水道使用料・経費回収率の見通し(使用料改定前後)

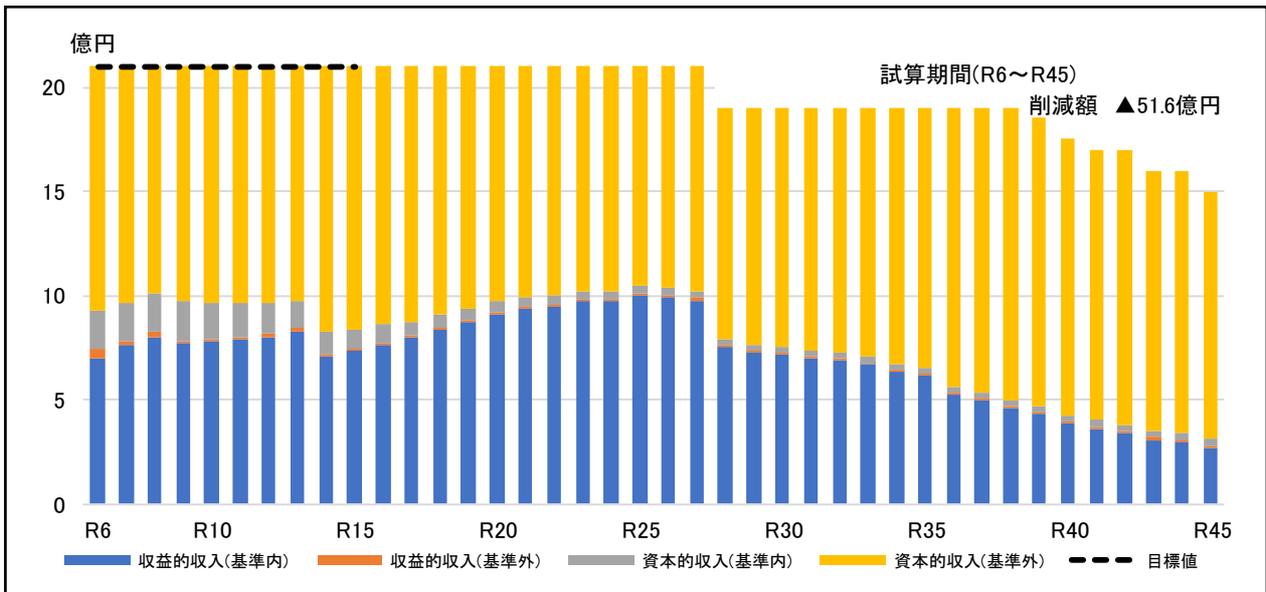


図 21 他会計繰入金の見通し(使用料改定後)

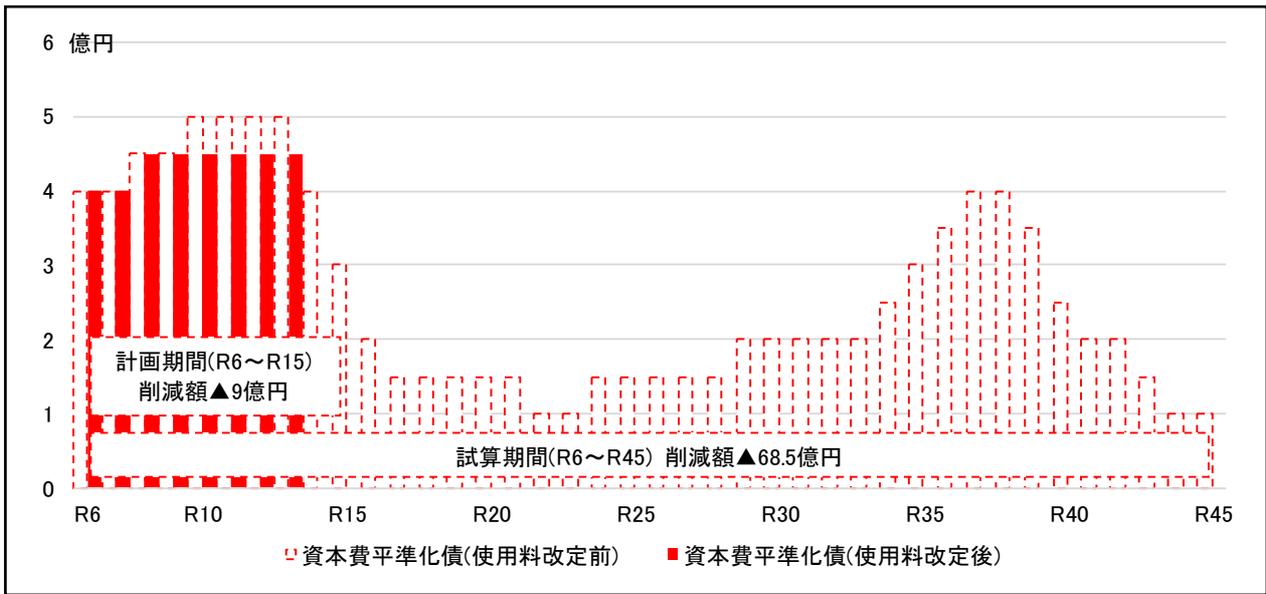


図 22 資本費平準化債の見通し(使用料改定前後)

6-1. 今後 40 年間の収支見通し

これまでに示した投資試算、財源試算に基づく今後 40 年間の収支見通しを以下にまとめます。

(1) 収益的収支の見通し

収益的収入は、収益の根幹である下水道使用料収入が令和 25 年度頃までは水洗化人口が増加する見通しのほか、令和 8 年度に単価統一、令和 13 年度に 15%の改定を行うことで増額し、収入総額も増額する見通しです。さらに、他会計繰入金の依存度を下げるために令和 27 年度に 15%の改定を行うことを見込んでいますが、後年は人口減少に伴い減少する見通しです。

収益的支出は、維持管理費や減価償却費等が増加するため、令和 25 年度頃までは増加する見通しですが、後年は減価償却費の減少等に伴い減少する見通しです。

収支差引きの純損益は、他会計繰入金で損失が生じないように調整しているため、使用料改定を行っても純利益は増えません。

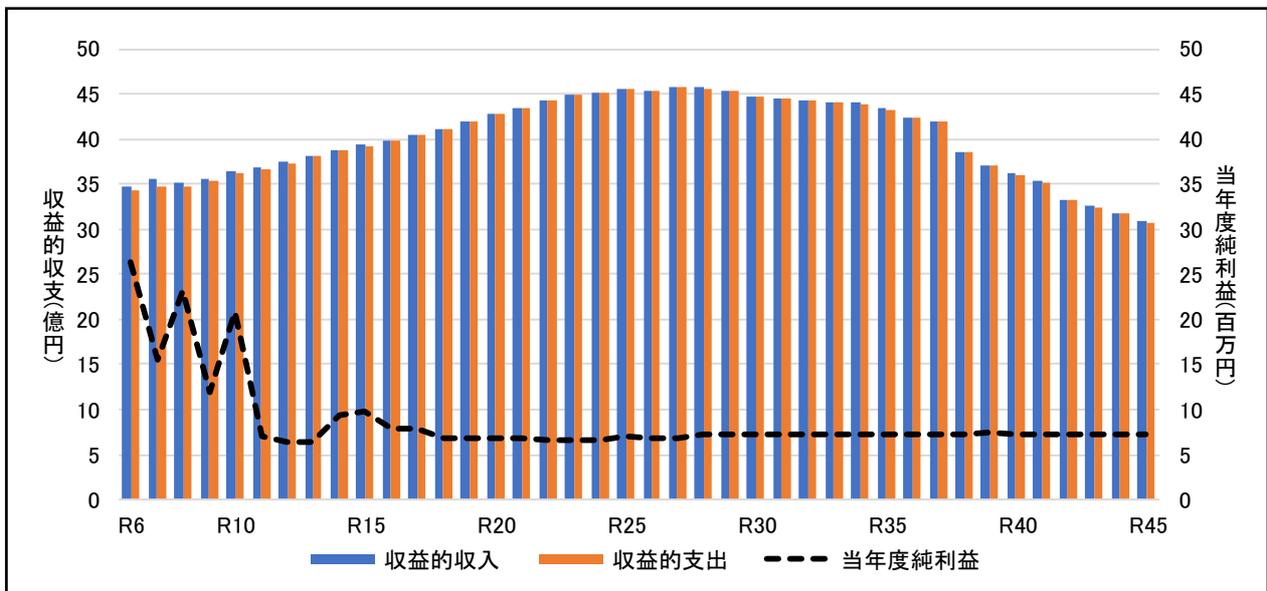


図 23 収益的収支の見通し

(2) 資本的収支の見通し

資本的収入は、未普及対策事業の実施期間中は、国庫補助金、企業債、他会計繰入金及び受益者負担金を計年 50 億円程度、その後は施設老朽化対策事業に対し企業債及び他会計繰入金を計年 15 億円程度で推移する見通しです。

資本的支出は、未普及対策事業の実施期間中は建設改良費が年 40 億円程度、企業債償還金は、当面の間は年 20 億円程度要し、その後は下水道施設の拡張期に発行した企業債が順次完済するため減少し、後年は 10 億円程度で推移する見通しです。

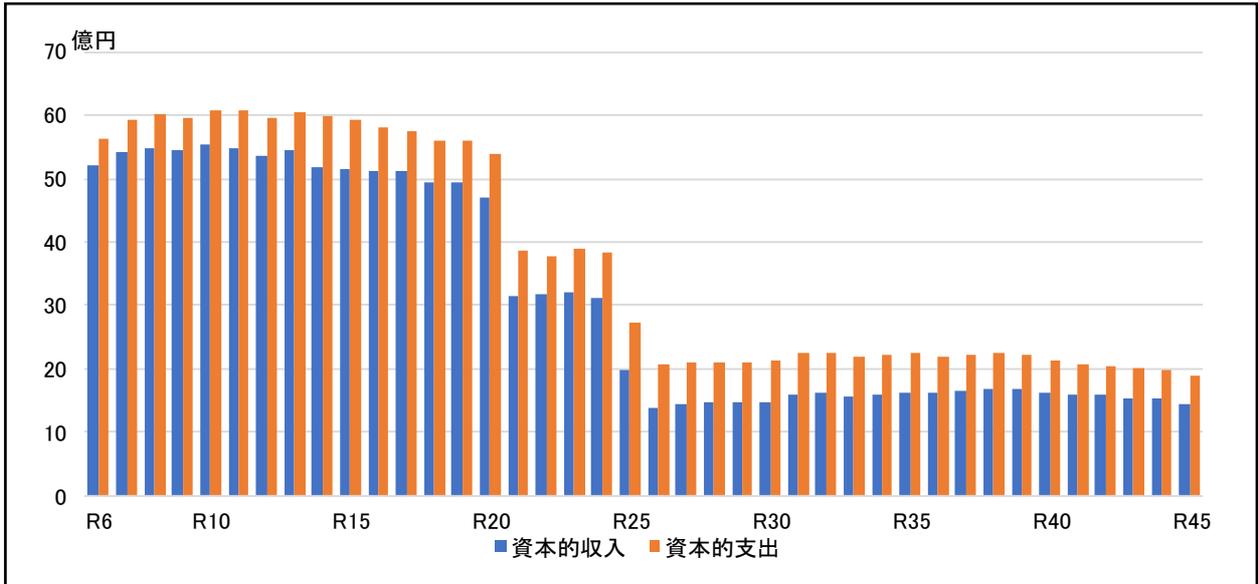


図 24 資本的収支の見通し

(3) 企業債残高の見通し

未普及整備事業がおおむね完了するまでの間、企業債残高は増加し、最大 500 億円程度にまで達する見通しです。その後、拡張期に発行した企業債の償還が順次完済するため減少していきます。

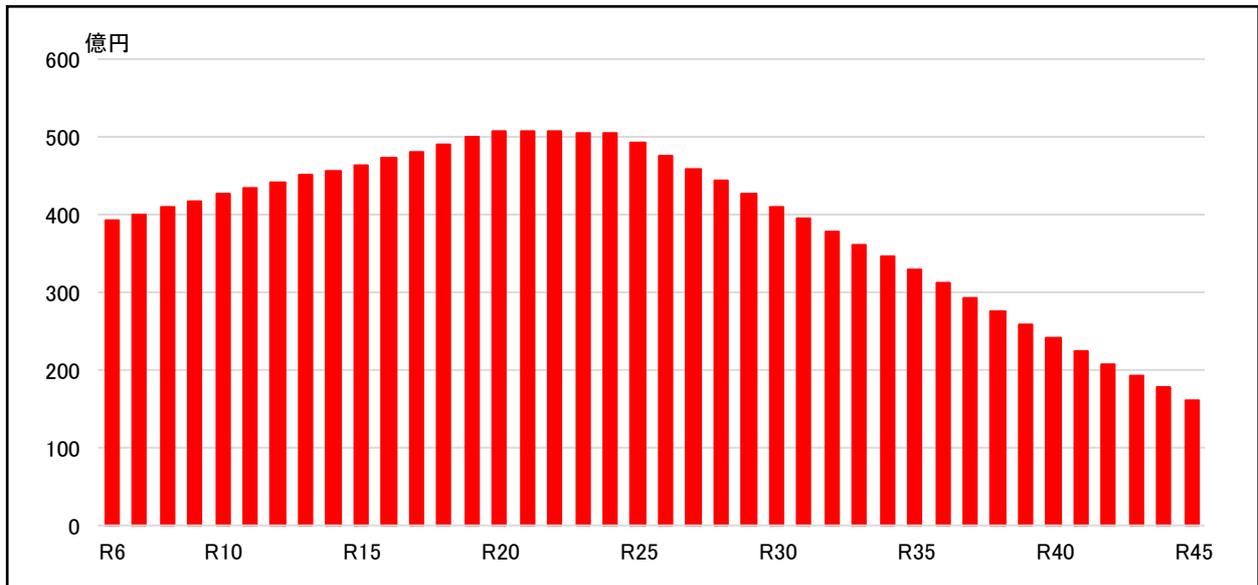


図 25 企業債残高の見通し

6-2. 今後 10 年間の収支見通し

合算及び各事業別の収支見通しは次のとおりです。

投資・財政計画(収支計画)

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
				(決 算)	(決算見込)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		1,040,870	1,035,123	1,050,373	1,043,312	
		(1) 使 用 料 収 入		1,028,507	1,023,373	1,038,936	1,032,251	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		12,363	11,750	11,437	11,061	
		2. 営 業 外 収 益		2,427,892	2,518,614	2,437,694	2,513,089	
		(1) 補 助 金		719,421	793,830	732,069	775,008	
	益 入	他 会 計 補 助 金	他 会 計 補 助 金		717,366	791,720	729,859	772,798
			そ の 他 補 助 金		2,055	2,110	2,210	2,210
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,706,005	1,719,438	1,705,625	1,738,081	
	的 収 益	(3) そ の 他		2,466	5,346			
収 入 計 (C)		3,468,762	3,553,737	3,488,067	3,556,401			
1. 営 業 費 用		2,910,945	2,942,362	2,969,989	3,019,378			
支 出	(1) 職 員 給 与 費	(1) 職 員 給 与 費		114,396	117,007	122,004	114,598	
		基 本 給 付 費	基 本 給 付 費		60,033	53,996	53,023	52,089
			退 職 給 付 費		9,104	12,167	12,122	8,504
	(2) 経 費	そ の 他		45,259	50,844	56,859	54,005	
		動 力 費		640,914	670,045	673,060	680,341	
		修 繕 費		68,429	61,428	62,988	60,319	
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費		4,446	3,564	4,535	4,144	
		そ の 他		113	119	120	123	
		そ の 他		567,926	604,934	605,417	615,755	
	2. 営 業 外 費 用		2,155,635	2,155,310	2,174,925	2,224,439		
支 出	(1) 支 払 利 息		522,823	526,786	513,003	521,556		
	(2) そ の 他		520,854	517,455	510,238	518,791		
	支 出 計 (D)		1,969	9,331	2,765	2,765		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		3,433,768	3,469,148	3,482,992	3,540,934			
特 別 利 益 (F)		34,994	84,589	5,075	15,467			
特 別 損 失 (G)		21,298	21,830	21,298				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		1,188	1,438					
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		20,110	20,392	21,298				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		55,104	104,981	26,373	15,467			
流 動 資 産 (J)		55,104	104,981	26,373	15,467			
うち 未 収 金		815,354	1,051,196	1,153,222	1,340,384			
流 動 負 債 (K)		177,477	190,119	1,900,461	266,961			
うち 建 設 改 良 費 分		2,673,462	2,874,799	2,770,955	2,924,018			
うち 一 時 借 入 金		2,067,331	2,111,773	2,135,407	2,188,434			
うち 未 払 金		533,818	638,984	618,488	727,392			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,040,870	1,035,123	1,050,373	1,043,312			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(単位:千円, %)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
1,044,740	1,104,613	1,141,700	1,149,556	1,165,088	1,169,969	1,340,171	1,345,667
1,034,030	1,094,260	1,131,711	1,139,937	1,155,846	1,161,111	1,331,704	1,337,599
10,710	10,353	9,989	9,619	9,242	8,858	8,467	8,068
2,593,264	257,429	2,612,720	2,664,258	2,714,283	2,763,098	2,650,104	2,708,921
816,611	773,621	779,641	794,673	811,264	838,488	707,420	735,135
814,401	771,411	777,431	792,463	809,054	836,278	705,210	732,925
2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
1,776,653	1,800,678	1,833,079	1,869,585	1,903,019	1,924,610	1,942,684	1,973,786
3,638,004	3,678,912	3,754,420	3,813,814	3,879,371	3,933,067	3,990,275	4,054,588
3,083,309	3,124,254	3,179,612	3,241,340	3,296,734	3,338,938	3,378,848	3,430,520
115,404	109,401	110,897	108,784	109,238	107,429	108,924	108,372
52,089	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021
9,630	10,270	11,650	9,440	9,782	7,879	9,255	8,600
53,685	51,110	51,226	51,323	51,435	51,529	51,648	51,751
689,808	698,894	707,705	720,393	728,200	739,239	748,145	754,898
60,681	57,610	57,861	57,973	58,057	58,135	58,182	58,258
4,125	4,025	4,006	4,067	4,030	4,088	4,048	4,106
125	128	131	132	133	134	135	136
624,877	637,131	645,707	658,221	665,980	676,882	685,780	692,398
2,278,097	2,315,959	2,361,010	2,412,163	2,459,296	2,492,270	2,521,779	2,567,250
531,598	542,820	553,926	565,463	576,326	587,779	602,020	614,237
528,833	540,055	551,161	562,698	573,561	585,014	599,255	611,472
2,765	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
3,614,907	3,667,074	3,733,538	3,806,803	3,873,060	3,926,717	3,980,868	4,044,757
23,097	11,838	20,882	7,011	6,311	6,350	9,407	9,831
23,097	11,838	20,882	7,011	6,311	6,350	9,407	9,831
23,097	11,838	20,882	7,011	6,311	6,350	9,407	9,831
1,394,927	1,429,235	1,456,150	1,422,552	1,386,117	1,417,944	1,195,988	1,081,328
267,472	198,358	202,948	204,026	206,023	293,758	229,858	230,644
2,946,161	2,965,785	3,018,257	2,995,899	2,942,690	2,888,377	2,787,277	2,673,919
2,211,337	2,246,946	2,276,628	2,260,177	2,207,063	2,132,612	2,023,284	1,904,068
723,868	706,600	721,373	721,886	715,531	740,963	740,223	752,535
-	-	-	-	-	-	-	-
1,044,740	1,104,613	1,141,700	1,149,556	1,165,088	1,169,969	1,340,171	1,345,667

投資・財政計画(収支計画)

合 算

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				(決 算)	(決 算 見 込)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		1,923,200	2,095,400	2,670,300	2,977,100
		うち資本費平準化債			250,000	400,000	400,000
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金		1,331,413	1,297,508	1,359,673	1,317,081
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金		620,538	596,218	1,074,763	1,019,620
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		142,341	129,792	98,862	89,600
		9. そ の 他		243	62	62	10,000
	計 (A)		4,017,735	4,118,980	5,203,660	5,413,401	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		126,400				
	純計 (A)-(B) (C)		3,891,335	4,118,980	5,203,660	5,413,401	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		2,534,855	2,623,988	3,487,081
うち職員給与費				83,157	87,592	81,570	92,078
2. 企 業 債 償 還 金				1,962,621	2,084,289	2,128,729	2,135,407
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他				3,542	62	62	
計 (D)		4,501,018	4,708,339	5,615,872	5,916,262		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				609,683	589,359	412,212	502,861
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		483,203	491,294	273,276	329,407
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 積 立 金 取 崩 し 額					
		4. 繰 越 工 事 資 金		126,480			
		5. そ の 他			98,065	138,936	173,454
計 (F)		609,683	589,359	412,212	502,861		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)				38,750,533	38,761,644	39,303,215	40,144,908

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	R7年度
				(決 算)	(決 算 見 込)		
収益的収支分				729,654	803,425	741,267	783,859
	うち基準内繰入金			712,542	705,889	697,091	761,682
	うち基準外繰入金			17,112	97,536	44,176	22,177
資本的収支分				1,331,413	1,297,508	1,359,673	1,317,081
	うち基準内繰入金			182,550	183,455	185,739	181,605
	うち基準外繰入金			1,148,863	1,114,053	1,173,934	1,135,476
合 計				2,061,067	2,100,933	2,100,940	2,100,940

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
3,048,500	3,018,700	3,093,600	3,060,100	3,018,200	3,136,200	2,716,700	2,741,200
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000		
1,275,829	1,319,176	1,313,520	1,298,858	1,282,644	1,255,804	1,387,263	1,359,947
1,034,390	980,675	987,080	988,920	935,000	939,000	941,500	941,500
100,728	111,393	121,435	121,435	121,435	121,435	121,435	121,435
10,000	10,000	10,000	10,370				
5,469,447	5,439,944	5,525,635	5,479,683	5,357,279	5,452,439	5,166,898	5,164,082
5,469,447	5,439,944	5,525,635	5,479,683	5,357,279	5,452,439	5,166,898	5,164,082
3,832,246	3,753,144	3,843,607	3,812,189	3,712,959	3,836,428	3,867,487	3,894,494
92,170	83,381	83,464	83,548	83,631	83,715	83,798	83,882
2,188,434	2,211,337	2,246,946	2,276,628	2,260,177	2,207,063	2,132,612	2,023,284
6,020,680	5,964,481	6,090,553	6,088,817	5,973,136	6,043,491	6,000,099	5,917,778
551,233	524,537	564,918	609,134	615,857	591,052	833,201	753,696
375,943	361,503	399,683	449,184	457,582	424,128	679,383	600,569
175,290	163,034	165,235	159,950	158,275	166,924	153,818	153,127
551,233	524,537	564,918	609,134	615,857	591,052	833,201	753,696
41,004,974	41,812,337	42,658,991	43,442,463	44,200,486	45,129,623	45,713,711	46,431,627

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
825,111	781,764	787,420	802,082	818,296	845,136	713,677	740,993
802,731	772,509	778,074	787,285	803,329	829,701	704,477	731,393
22,380	9,255	9,346	14,797	14,967	15,435	9,200	9,600
1,275,829	1,319,176	1,313,520	1,298,858	1,282,644	1,255,804	1,387,263	1,359,947
181,555	189,232	176,729	164,241	148,902	131,842	112,678	95,530
1,094,274	1,129,944	1,136,791	1,134,617	1,133,742	1,123,962	1,274,585	1,264,417
2,100,940	2,100,940	2,100,940	2,100,940	2,100,940	2,100,940	2,100,940	2,100,940

投資・財政計画(収支計画)

公共下水道事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		760,353	767,226	782,225	781,963
		(1) 使 用 料 収 入		748,253	755,739	771,051	771,165
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		12,100	11,487	11,174	10,798
		2. 営 業 外 収 益		1,301,765	1,369,284	1,434,744	1,564,663
		(1) 補 助 金		359,108	373,028	392,998	453,419
	他 会 計 補 助 金	他 会 計 補 助 金		357,053	370,918	390,788	451,209
		そ の 他 補 助 金		2,055	2,110	2,210	2,210
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		941,227	991,394	1,041,746	1,111,244
	(3) そ の 他	(3) そ の 他		1,430	4,862		
		収 入 計 (C)		2,062,118	2,136,510	2,216,969	2,346,626
		1. 営 業 費 用		1,683,630	1,765,484	1,865,245	1,963,342
	(1) 職 員 給 与 費	(1) 職 員 給 与 費		114,396	117,007	122,004	114,598
基 本 給 与 費		60,033	53,996	53,023	52,089		
退 職 給 付 費		9,104	12,167	12,122	8,504		
そ の 他	そ の 他		45,259	50,844	56,859	54,005	
	(2) 経 費		345,764	363,047	389,501	403,506	
	動 力 費		8,538	8,602	9,059	9,323	
修 繕 費		994	800	1,082	1,160		
材 料 費		113	119	120	123		
そ の 他		336,119	353,526	379,240	392,900		
(3) 減 価 償 却 費		1,223,470	1,285,430	1,353,740	1,445,238		
2. 営 業 外 費 用	2. 営 業 外 費 用		339,286	351,748	349,583	368,860	
	(1) 支 払 利 息		338,836	351,379	349,317	368,594	
	(2) そ の 他		450	369	266	266	
支 出 計 (D)		2,022,916	2,117,232	2,214,828	2,332,202		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		39,202	19,278	2,141	14,424		
特 別 利 益 (F)		21,298	21,354	21,298			
特 別 損 失 (G)		758	649				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		20,540	20,705	21,298			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		59,742	39,983	23,439	14,424		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		59,742	39,983	23,439	14,424		
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)		491,595	552,387	789,104	869,303	
	うち 未 収 金		133,583	153,095	142,526	204,233	
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)		1,816,313	1,893,966	1,975,120	2,010,019	
	うち 建 設 改 良 費 分		1,354,101	1,450,227	1,502,262	1,524,409	
	うち 一 時 借 入 金						
	うち 未 払 金		417,222	329,421	455,798	477,418	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		760,353	767,226	782,225	781,963		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

(単位:千円, %)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
780,744	826,649	863,110	870,413	885,414	889,884	1,015,510	1,020,211
770,297	816,559	853,384	861,057	876,435	881,289	1,007,306	1,012,406
10,447	10,090	9,726	9,356	8,979	8,595	8,204	7,805
1,629,818	1,667,810	1,706,970	1,753,437	1,802,390	1,861,321	1,802,993	1,863,911
491,825	479,778	486,889	499,842	515,831	543,633	454,633	481,146
489,615	477,568	484,679	497,632	513,621	541,423	452,423	478,936
2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
1,137,993	1,188,032	1,220,081	1,253,595	1,286,559	1,317,688	1,348,360	1,382,765
2,410,562	2,494,459	2,570,080	2,623,850	2,687,804	2,751,205	2,818,503	2,884,122
2,007,822	2,087,916	2,141,165	2,195,422	2,247,025	2,296,711	2,347,902	2,399,731
115,404	109,401	110,897	108,784	109,238	107,429	108,924	108,372
52,089	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021	48,021
9,630	10,270	11,650	9,440	9,782	7,879	9,255	8,600
53,685	51,110	51,226	51,323	51,435	51,529	51,648	51,751
409,153	427,170	434,446	444,191	449,705	457,843	464,351	469,005
9,426	9,674	9,887	9,989	10,066	10,135	10,203	10,271
1,124	1,201	1,178	1,238	1,199	1,255	1,215	1,271
125	128	131	132	133	134	135	136
398,478	416,167	423,250	432,832	438,307	446,319	452,798	457,327
1,483,265	1,551,345	1,595,822	1,642,447	1,688,082	1,731,439	1,774,627	1,822,354
380,701	395,804	409,136	422,548	435,551	449,265	465,370	479,158
380,435	395,538	408,870	422,282	435,285	448,999	465,104	478,892
266	266	266	266	266	266	266	266
2,388,523	2,483,720	2,550,301	2,617,970	2,682,576	2,745,976	2,813,272	2,878,889
22,039	10,739	19,779	5,880	5,228	5,229	5,231	5,233
22,039	10,739	19,779	5,880	5,228	5,229	5,231	5,233
22,039	10,739	19,779	5,880	5,228	5,229	5,231	5,233
911,498	965,269	978,648	938,742	888,027	900,665	667,738	540,658
204,059	147,987	152,406	153,327	155,172	226,258	170,877	171,489
2,061,510	2,105,687	2,142,407	2,131,006	2,095,694	2,042,508	1,965,143	1,914,526
1,575,795	1,610,434	1,629,511	1,619,466	1,581,998	1,510,840	1,426,171	1,369,697
474,759	483,014	492,640	497,705	493,601	516,866	515,202	527,513
-	-	-	-	-	-	-	-
780,744	826,649	863,110	870,413	885,414	889,884	1,015,510	1,020,211

投資・財政計画(収支計画)

公共下水道事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		1,613,600	1,452,100	2,200,900	2,377,000
		うち資本費平準化債			250,000	400,000	400,000
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金		800,438	920,458	890,836	867,690
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金		511,621	325,682	841,080	750,030
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		116,346	94,263	88,617	80,980
		9. そ の 他		243	62	62	
		計 (A)		3,042,248	2,792,565	4,021,495	4,075,700
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		63,600			
		純計 (A)-(B) (C)		2,978,648	2,792,565	4,021,495	4,075,700
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		2,146,622	1,604,038
うち職員給与費				83,157	87,592	81,570	92,078
2. 企 業 債 償 還 金				1,256,702	1,417,621	1,475,111	1,502,262
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他				3,542	62	62	
計 (D)		3,406,866	3,021,721	4,266,588	4,406,540		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				428,218	229,156	245,093	330,840
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		364,618	131,091	126,131	195,679
		2. 利益剰余金処分額					
		3. 積立金取崩し額					
		4. 繰越工事資金		63,600			
		5. そ の 他			98,065	118,962	135,161
計 (F)		428,218	229,156	245,093	330,840		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)				27,577,121	27,611,600	28,369,392	29,557,816

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
収益的収支分				369,078	382,360	401,933	462,007
	うち基準内繰入金			369,078	382,360	401,933	462,007
	うち基準外繰入金						
資本的収支分				800,438	920,458	890,836	867,690
	うち基準内繰入金			113,627	145,357	148,451	143,791
	うち基準外繰入金			686,811	775,101	742,385	723,899
合 計				1,169,516	1,302,818	1,292,769	1,329,697

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
2,444,900	2,490,400	2,535,200	2,513,200	2,528,200	2,637,700	2,212,700	2,232,200
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000		
798,867	865,539	855,649	826,637	804,205	792,343	935,601	932,138
762,000	739,000	741,000	740,000	738,000	737,500	737,500	737,000
89,912	98,152	107,068	107,068	107,068	107,068	107,068	107,068
4,095,679	4,193,091	4,238,917	4,186,905	4,177,473	4,274,611	3,992,869	4,008,406
4,095,679	4,193,091	4,238,917	4,186,905	4,177,473	4,274,611	3,992,869	4,008,406
2,942,727	2,966,832	3,020,250	2,997,096	3,011,369	3,122,221	3,144,789	3,166,448
92,170	83,381	83,464	83,548	83,631	83,715	83,798	83,882
1,524,409	1,575,795	1,610,434	1,629,511	1,619,466	1,581,998	1,510,840	1,426,171
4,467,136	4,542,627	4,630,684	4,626,607	4,630,835	4,704,219	4,655,629	4,592,619
371,457	349,536	391,767	439,702	453,362	429,608	662,760	584,213
231,926	214,497	254,779	305,185	318,277	286,121	532,425	454,516
139,531	135,039	136,988	134,517	135,085	143,487	130,335	129,697
371,457	349,536	391,767	439,702	453,362	429,608	662,760	584,213
30,478,307	31,544,391	32,469,157	33,352,846	34,261,580	35,317,282	36,019,142	36,825,171

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
500,062	487,658	494,405	506,988	522,600	550,018	460,627	486,741
500,062	487,658	494,405	501,988	517,600	545,018	455,627	481,741
			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
798,867	865,539	855,649	826,637	804,205	792,343	935,601	932,138
146,199	157,230	150,522	143,715	132,188	120,137	102,804	89,541
652,668	708,309	705,127	682,922	672,017	672,206	832,797	842,597
1,298,929	1,353,197	1,350,054	1,333,625	1,326,805	1,342,361	1,396,228	1,418,879

投資・財政計画(収支計画)

特定環境保全公共下水道事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
				(決算)	(決算見込)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		200,545	201,272	207,311	209,384	
		(1) 使 用 料 収 入		200,282	201,009	207,048	209,121	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		263	263	263	263	
		2. 営 業 外 収 益		718,002	690,991	673,796	669,770	
		(1) 補 助 金		249,281	240,937	240,552	241,428	
		他 会 計 補 助 金		249,281	240,937	240,552	241,428	
		そ の 他 補 助 金						
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		468,250	449,983	433,244	428,342	
	(3) そ の 他		471	71				
	収 入 計 (C)		918,547	892,263	881,107	879,154		
	的 収 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用		791,421	774,832	762,593	762,829
			(1) 職 員 給 与 費					
基 本 給 付 費								
(2) 経 費		退 職 給 付 費						
		そ の 他						
		動 力 費		191,051	196,070	201,198	206,234	
		修 繕 費		30,842	30,447	31,829	32,137	
(3) 減 価 償 却 費		材 料 費		1,896	1,649	1,957	1,976	
		そ の 他		158,313	163,974	167,412	172,121	
		2. 営 業 外 費 用		600,370	578,762	561,395	556,595	
2. 営 業 外 費 用		(1) 支 払 利 息		118,468	115,887	116,056	115,333	
		(1) 支 払 利 息		118,429	115,696	116,048	115,325	
		(2) そ の 他		39	191	8	8	
支 出 計 (D)		909,889	890,719	878,649	878,162			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		8,658	1,544	2,458	992			
特 別 利 益 (F)			476					
特 別 損 失 (G)		430	397					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△430	79					
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		8,228	1,623	2,458	992			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		8,228	1,623	2,458	992			
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)		206,790	227,577	138,410	236,888		
	うち 未 収 金		35,562	33,076	41,462	52,346		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)		517,114	658,007	571,413	679,613		
	うち 建 設 改 良 費 分		388,635	401,273	415,536	435,436		
	うち 一 時 借 入 金							
	うち 未 払 金		108,055	253,909	155,877	244,177		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		200,545	201,272	207,311	209,384			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(単位:千円, %)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
212,493	225,844	226,923	227,945	228,940	229,851	265,272	266,206
212,230	225,581	226,660	227,682	228,677	229,588	265,009	265,943
263	263	263	263	263	263	263	263
677,376	672,331	676,600	679,534	678,671	673,790	635,865	636,387
245,805	237,986	239,824	243,501	245,880	247,662	215,028	218,106
245,805	237,986	239,824	243,501	245,880	247,662	215,028	218,106
431,571	434,345	436,776	436,033	432,791	426,128	420,837	418,281
889,869	898,175	903,523	907,479	907,611	903,641	901,137	902,593
771,985	778,725	783,602	786,921	786,740	782,514	779,560	780,356
210,329	213,923	215,812	218,749	221,260	224,194	226,727	228,983
32,569	32,785	32,939	33,093	33,248	33,402	33,525	33,649
2,002	2,015	2,025	2,034	2,044	2,053	2,061	2,069
175,758	179,123	180,848	183,622	185,968	188,739	191,141	193,265
561,656	564,802	567,790	568,172	565,480	558,320	552,833	551,373
116,893	118,458	118,929	119,566	119,880	120,135	120,585	121,245
116,885	118,450	118,921	119,558	119,872	120,127	120,577	121,237
8	8	8	8	8	8	8	8
888,878	897,183	902,531	906,487	906,620	902,649	900,145	901,601
991	992	992	992	991	992	992	992
991	992	992	992	991	992	992	992
991	992	992	992	991	992	992	992
245,279	222,817	231,577	228,852	236,077	248,167	253,017	259,130
53,123	45,169	45,385	45,589	45,788	57,463	53,054	53,241
687,783	671,789	685,026	681,084	668,701	666,420	656,544	622,432
444,406	452,880	460,907	461,483	451,300	446,817	435,973	401,816
243,377	218,909	224,119	219,601	217,401	219,603	220,571	220,616
-	-	-	-	-	-	-	-
212,493	225,844	226,923	227,945	228,940	229,851	265,272	266,206

投資・財政計画(収支計画)

特定環境保全公共下水道事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		267,300	502,200	355,900	547,100
		うち資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金		228,266	186,573	253,547	258,682
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金		54,169	113,293	107,800	213,000
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		14,356	14,152	9,745	8,120
		9. そ の 他					
		計 (A)		564,091	816,218	726,992	1,026,902
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		62,800			
		純計 (A)-(B) (C)		501,291	816,218	726,992	1,026,902
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		285,030	703,304
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				374,803	391,459	404,097	415,536
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		659,833	1,094,763	867,797	1,184,262		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			158,542	278,545	140,805	157,360	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		95,662	278,545	121,743	119,067
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 積 立 金 取 崩 し 額					
		4. 繰 越 工 事 資 金		62,880			
		5. そ の 他				19,062	38,293
計 (F)		158,542	278,545	140,805	157,360		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			8,158,988	8,269,729	8,221,532	8,353,096	

○他会計繰入金

区 分		年 度		本年度	R7年度
		前々年度	前年度		
		(決算)	(決算見込)		
収益的収支分		249,544	241,200	240,815	241,691
	うち基準内繰入金	248,854	240,200	228,815	240,691
	うち基準外繰入金	690	1,000	12,000	1,000
資本的収支分		228,266	186,573	253,547	258,682
	うち基準内繰入金	11,210	9,230	8,547	8,682
	うち基準外繰入金	217,056	177,343	245,000	250,000
合 計		477,810	427,773	494,362	500,373

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
545,700	482,700	506,400	494,000	490,000	498,500	504,000	509,000
278,350	287,640	297,079	304,617	314,761	304,908	295,059	285,206
214,400	196,000	194,000	196,000	197,000	201,500	204,000	204,500
10,316	12,741	13,867	13,867	13,867	13,867	13,867	13,867
1,048,766	979,081	1,011,346	1,008,484	1,015,628	1,018,775	1,016,926	1,012,573
1,048,766	979,081	1,011,346	1,008,484	1,015,628	1,018,775	1,016,926	1,012,573
770,974	692,113	715,169	704,349	701,590	714,207	722,698	728,046
435,436	444,406	452,880	460,907	461,483	451,300	446,817	435,973
1,206,410	1,136,519	1,168,049	1,165,256	1,163,073	1,165,507	1,169,515	1,164,019
157,644	157,438	156,703	156,772	147,445	146,732	152,589	151,446
121,885	129,443	128,456	131,339	124,255	123,295	129,106	128,016
35,759	27,995	28,247	25,433	23,190	23,437	23,483	23,430
157,644	157,438	156,703	156,772	147,445	146,732	152,589	151,446
8,463,360	8,501,654	8,555,174	8,588,267	8,616,784	8,663,984	8,721,167	8,794,194

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
246,068	238,249	240,087	243,764	246,143	247,925	215,291	218,369
245,068	237,249	239,087	242,764	245,143	246,925	214,291	217,369
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
278,350	287,640	297,079	304,617	314,761	304,908	295,059	285,206
8,350	7,640	7,079	4,617	4,761	4,908	5,059	5,206
270,000	280,000	290,000	300,000	310,000	300,000	290,000	280,000
524,418	525,889	537,166	548,381	560,904	552,833	510,350	503,575

投資・財政計画(収支計画)

農業集落排水事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
				(決算)	(決算見込)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		79,638	66,312	60,514	51,642	
		(1) 使 用 料 収 入		79,638	66,312	60,514	51,642	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他						
		2. 営 業 外 収 益		405,131	455,304	326,242	275,782	
		(1) 補 助 金		109,955	178,744	97,521	79,201	
		他 会 計 補 助 金		109,955	178,744	97,521	79,201	
		そ の 他 補 助 金						
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		294,611	276,147	228,721	196,581	
	(3) そ の 他		565	413				
	収 入 計 (C)		484,769	521,616	386,756	327,424		
	的 収 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用		433,449	399,551	339,724	290,775
			(1) 職 員 給 与 費					
基 本 給 付 費								
退 職 給 付 費								
そ の 他								
(2) 経 費		103,607	110,384	81,885	70,120			
動 力 費		28,937	22,284	21,992	18,751			
修 繕 費		1,556	1,115	1,496	1,008			
材 料 費								
そ の 他		73,114	86,985	58,397	50,361			
(3) 減 価 償 却 費		329,842	289,167	257,839	220,655			
2. 営 業 外 費 用		64,191	58,303	46,560	36,599			
(1) 支 払 利 息		62,726	49,556	44,088	34,127			
(2) そ の 他		1,465	8,747	2,472	2,472			
支 出 計 (D)		497,640	457,854	386,284	327,374			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△12,871	63,762	472	50			
特 別 利 益 (F)								
特 別 損 失 (G)			392					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△392					
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△12,871	63,370	472	50			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△35,657	27,713	472	50			
流 動 資 産 (J)		107,844	262,204	216,660	225,107			
うち 未 収 金		8,306	3,927	6,051	10,328			
流 動 負 債 (K)		337,793	320,551	222,128	232,051			
うち 建 設 改 良 費 分		322,419	258,058	215,354	226,293			
うち 一 時 借 入 金								
うち 未 払 金		8,475	55,594	6,774	5,758			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		44.8%	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		79,638	66,312	60,514	51,642			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)								

(単位:千円, %)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
51,180	51,808	51,355	50,886	50,434	49,934	59,044	58,905
51,180	51,808	51,355	50,886	50,434	49,934	59,044	58,905
283,234	231,365	226,396	228,573	230,553	225,554	209,438	207,254
78,059	54,978	52,088	50,530	48,798	46,483	37,140	35,314
78,059	54,978	52,088	50,530	48,798	46,483	37,140	35,314
205,175	176,387	174,308	178,043	181,755	179,071	172,298	171,940
334,414	283,173	277,751	279,459	280,987	275,488	268,482	266,159
301,068	255,191	252,420	256,569	260,553	257,489	249,702	249,144
69,843	57,330	56,973	56,976	56,770	56,734	56,594	56,435
18,578	15,047	14,931	14,787	14,642	14,497	14,353	14,237
999	809	803	795	787	780	772	766
50,266	41,474	41,239	41,394	41,341	41,457	41,469	41,432
231,225	197,861	195,447	199,593	203,783	200,755	193,108	192,709
33,281	27,876	25,221	22,752	20,342	17,871	15,602	13,417
30,809	25,404	22,749	20,280	17,870	15,399	13,130	10,945
2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472
334,349	283,067	277,641	279,321	280,895	275,360	265,304	262,561
65	106	110	138	92	128	3,178	3,598
65	106	110	138	92	128	3,178	3,598
65	106	110	138	92	128	3,178	3,598
229,025	231,988	236,726	245,722	252,741	259,805	265,898	272,183
10,236	5,181	5,136	5,089	5,043	9,987	5,904	5,891
194,491	185,891	188,363	181,304	175,747	176,855	162,950	134,274
188,798	181,252	183,787	176,761	171,254	172,398	158,537	129,905
5,693	4,639	4,576	4,543	4,493	4,457	4,413	4,369
-	-	-	-	-	-	-	-
51,180	51,808	51,355	50,886	50,434	49,934	59,044	58,905

投資・財政計画(収支計画)

農業集落排水事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		42,300	141,100	113,500	53,000
		うち資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金		300,613	188,330	213,075	188,454
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金		54,748	157,243	125,883	56,590
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		11,639	21,377	500	500
		9. そ の 他					10,000
		計 (A)		409,300	508,050	452,958	308,544
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
		純計 (A)-(B) (C)		409,300	508,050	452,958	308,544
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		103,203	316,646
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				328,979	273,033	247,306	215,354
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		432,182	589,679	479,272	323,205		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			22,882	81,629	26,314	14,661	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		22,882	81,629	25,402	14,661
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 積 立 金 取 崩 し 額					
		4. 繰 越 工 事 資 金					
		5. そ の 他				912	
計 (F)		22,882	81,629	26,314	14,661		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			2,967,998	2,836,065	2,670,256	2,194,216	

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	R7年度
				(決算)	(決算見込)		
収益的収支分			109,955	178,744	97,521	79,201	
	うち基準内繰入金		93,711	82,468	65,521	58,201	
	うち基準外繰入金		16,244	96,276	32,000	21,000	
資本的収支分			300,613	188,330	213,075	188,454	
	うち基準内繰入金		57,070	28,214	28,075	28,454	
	うち基準外繰入金		243,543	160,116	185,000	160,000	
合 計			410,568	367,074	310,596	267,655	

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
57,900	45,600	52,000	52,900				
196,316	163,659	158,412	165,181	161,211	156,042	154,046	140,000
57,990	45,675	52,080	52,920				
500	500	500	500	500	500	500	500
10,000	10,000	10,000	10,370				
322,706	265,434	272,992	281,871	161,711	156,542	154,546	140,500
322,706	265,434	272,992	281,871	161,711	156,542	154,546	140,500
118,545	94,199	108,188	110,744				
226,293	188,798	181,252	183,787	176,761	171,254	172,398	158,537
344,838	282,997	289,440	294,531	176,761	171,254	172,398	158,537
22,132	17,563	16,448	12,660	15,050	14,712	17,852	18,037
22,132	17,563	16,448	12,660	15,050	14,712	17,852	18,037
22,132	17,563	16,448	12,660	15,050	14,712	17,852	18,037
2,025,823	1,731,146	1,601,894	1,471,007	1,294,246	1,122,992	950,594	792,057

(単位:千円)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
78,059	54,978	52,088	50,530	48,798	46,483	37,140	35,314
56,859	46,878	43,888	41,830	39,898	37,083	33,940	31,714
21,200	8,100	8,200	8,700	8,900	9,400	3,200	3,600
196,316	163,659	158,412	165,181	161,211	156,042	154,046	140,000
26,316	23,659	18,412	15,181	11,211	6,042	4,046	
170,000	140,000	140,000	150,000	150,000	150,000	150,000	140,000
274,375	218,637	210,500	215,711	210,009	202,525	191,186	175,314

投資・財政計画(収支計画)

小規模集合排水処理事業

区 分		年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
				(決算)	(決算見込)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		334	313	323	323	
		(1) 使 用 料 収 入		334	313	323	323	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他						
		2. 営 業 外 収 益		2,994	3,035	2,912	2,874	
		(1) 補 助 金		1,077	1,121	998	960	
		他 会 計 補 助 金		1,077	1,121	998	960	
		そ の 他 補 助 金						
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,917	1,914	1,914	1,914	
	(3) そ の 他							
	収 入 計 (C)							
					3,328	3,348	3,235	3,197
	的 収 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用		2,445	2,495	2,427	2,432
(1) 職 員 給 与 費								
基 本 給 付 費								
(2) 経 費		退 職 給 付 費						
		そ の 他						
		動 力 費		492	544	476	481	
		修 繕 費		112	95	108	108	
(3) 減 価 償 却 費		材 料 費						
		そ の 他		380	449	368	373	
		2. 営 業 外 費 用		1,953	1,951	1,951	1,951	
2. 営 業 外 費 用		(1) 支 払 利 息		878	848	804	764	
		(1) 支 払 利 息		863	824	785	745	
		(2) そ の 他		15	24	19	19	
支 出 計 (D)								
				3,323	3,343	3,231	3,196	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				5	5	4	1	
特 別 利 益 (F)								
特 別 損 失 (G)								
特 別 損 益 (F)-(G) (H)								
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				5	5	4	1	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				5	5	4	1	
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)		9,125	9,028	9,048	9,086		
	う ち 未 収 金		26	21	22	54		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)		2,242	2,275	2,294	2,335		
	う ち 建 設 改 良 費 分		2,176	2,215	2,255	2,296		
	う ち 一 時 借 入 金							
	う ち 未 払 金		66	60	39	39		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				334	313	323	323	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(単位:千円, %)

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
323	312	312	312	300	300	345	345
323	312	312	312	300	300	345	345
2,836	2,793	2,754	2,714	2,669	2,433	1,808	1,369
922	879	840	800	755	710	619	569
922	879	840	800	755	710	619	569
1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,723	1,189	800
3,159	3,105	3,066	3,026	2,969	2,733	2,153	1,714
2,434	2,422	2,425	2,428	2,416	2,224	1,684	1,289
483	471	474	477	465	468	473	475
108	104	104	104	101	101	101	101
375	367	370	373	364	367	372	374
1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,756	1,211	814
723	682	640	597	553	508	463	417
704	663	621	578	534	489	444	398
19	19	19	19	19	19	19	19
3,157	3,104	3,065	3,025	2,969	2,732	2,147	1,706
2	1	1	1	0	1	6	8
2	1	1	1	0	1	6	8
2	1	1	1	0	1	6	8
9,125	9,161	9,199	9,236	9,272	9,307	9,335	9,357
54	21	21	21	20	50	23	23
2,377	2,418	2,461	2,505	2,548	2,594	2,640	2,687
2,338	2,380	2,423	2,467	2,511	2,557	2,603	2,650
39	38	38	38	37	37	37	37
-	-	-	-	-	-	-	-
323	312	312	312	300	300	345	345

投資・財政計画(収支計画)

小規模集合排水処理事業

区 分		年 度	R4年度 (決 算)	R5年度 (決 算 見 込)	R6年度	R7年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債				
		うち資本費平準化債				
		2. 他 会 計 出 資 金				
		3. 他 会 計 補 助 金	2,096	2,147	2,215	2,255
		4. 他 会 計 負 担 金				
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国(都道府県)補助金				
		7. 固定資産売却代金				
		8. 工 事 負 担 金				
		9. そ の 他				
	計 (A)	2,096	2,147	2,215	2,255	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	2,096	2,147	2,215	2,255	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費			
うち職員給与費						
2. 企 業 債 償 還 金			2,137	2,176	2,215	2,255
3. 他会計長期借入返還金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他						
計 (D)	2,137	2,176	2,215	2,255		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			41	29		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	41	29		
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				
		3. 積 立 金 取 崩 し 額				
		4. 繰 越 工 事 資 金				
		5. そ の 他				
計 (F)	41	29				
補填財源不足額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)			46,426	44,250	42,035	39,780

○他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見 込)	本年度	R7年度
収益的収支分			1,077	1,121	998	960
	うち基準内繰入金		899	861	822	783
	うち基準外繰入金		178	260	176	177
資本的収支分			2,096	2,147	2,215	2,255
	うち基準内繰入金		643	654	666	678
	うち基準外繰入金		1,453	1,493	1,549	1,577
合 計			3,173	3,268	3,214	3,215

第 7 章 今後の取組予定

持続可能な下水道事業経営の推進に向けて、今後は次の事項の取組を進めていきます。

(1) 今後の投資について

項目	取組内容
①広域化・共同化・最適化に関する事項	平成 30 年 1 月に国土交通省等から「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。本市においても、県や近隣市町と協働し、広域化・共同化に向けた検討を進めていきます。
②投資の平準化に関する事項	今後、維持管理情報を起点としたストックマネジメントサイクルを確立し、投資の最適化・平準化を進めていきます。
③民間活力の活用に関する事項 (WPPP/PPP/PFI など)	<p>将来の更新需要の増加に備え、民間の資金・ノウハウを活用した事業手法について検討を進めます。下水道事業における民間活用には以下の手法があり、それぞれの特徴を踏まえて導入の可否を検討していきます。</p> <p>WPPP 水道、下水道について、公共施設等運営事業を段階的に移行し、官民連携方式(管理更新一体マネジメント方式)で一体的に実施する方式</p> <p>PPP 公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。代表的なものが PFI 方式</p> <p>DBO 公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式</p> <p>PFI(従来型) 民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式</p> <p>PFI(コンセッション方式) 施設の所有権を公共が有したまま、運営権を民間に設定する方式</p>

(2) 今後の財源について

項目	取組内容
①水洗化率に関する事項	下水道使用料収入の確保のため、広報での周知や戸別訪問等を行い、水洗化率の向上と使用料の増収を図ります。また、未接続世帯の調査分析を行い、水洗化率向上に向けた取組について検討を進めていきます。
②下水道使用料の見直しに関する事項	今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷が見込まれる中、定期的に下水道使用料改定の必要性を検証していきます。
③その他の事項 (資金残高等)	他団体との比較等を通じて、適正な他会計繰入金や資本費平準化債、資金残高の水準について検討を進めていきます。

(3) 今後の投資以外の経費について

項目	取組内容
①民間活用に関する事項 (包括的民間委託など)	下水道施設の維持管理において、包括的民間委託の導入に向けた検討を進めていきます。
②職員給与費に関する事項	今後、施設更新需要の増加が見込まれる中、適正な職員数を検討していきます。
③動力費に関する事項	今後の更新事業において省エネ型機器の導入を検討していきます。
④修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検調査を実施し、突発的に発生する事故を未然に防ぐことにより、修繕費の低減を進めていきます。
⑤委託費に関する事項	①と同様
⑥その他の取組に関する事項	事業実施の効率性や生活の利便性の向上を図るため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や新しい技術の積極的な導入の検討を進めていきます。

第 8 章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は令和 15 年度までの 10 年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。そこで、変化する社会情勢を踏まえつつ、本経営戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、目標や計画の達成状況について年度ごとに点検・評価(モニタリング)を行っていきます。また、おおむね 5 年以内に経営戦略を改定します。

今後は、「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」のサイクルを活用して、本経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、次期経営戦略策定に反映していきます。

第 9 章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水下水事第 56 号 令和 2 年 3 月 31 日)に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を図 26 に示します。

今後は 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料改定の必要性を検証していきます。

取組事項	(現在) R5	本経営戦略計画期間										
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
使用料改定の 必要性検討	下水道経営のモニタリング		経営目標：経費回収率100%									
	使用料改定の必要性の検証 経営戦略改定	見直し				見直し 5年ごと						見直し 5年ごと
収入増加の ための取組	使用料改定に向けた作業		単価統一作業		使用料改定作業							
	使用料改定目標		単価統一							改定		
	未普及地区の対策 下水道接続の促進		経営目標：汚水処理人口普及率 90%以上 経営目標：水洗化率 70%以上									
支出削減の ための取組	整備構想の見直し (公共地区を合併処理区域へ)	(佐々木地区ほか) 7年ごと	整備区域の見直し				7年ごと					
	広域化の推進 (農排地区の公共接続)		「中井地区」		「島潟地区」							
	施設老朽化対策の推進 (投資の平準化)		ストックマネジメント計画等、施設投資の平準化									
	包括的民間委託の導入		導入検討			公共下水道・特環公共下水道の処理場・ポンプ場、農集排施設の包括的民間委託						

図 26 経費回収率の向上に向けたロードマップ

